第 3 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成19年9月26日

開会中

場所 第 2 委 員 会 室

平成19年9月26日(水曜日)

午前10時0分開議午後0時41分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補 正予算(第5号)

議案第16号 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 熊本県教育委員会の権限に属 する事務処理の特例に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

議案第18号 熊本県立美術館条例の一部を 改正する条例の制定について

議案第29号 工事請負契約の締結について 議案第52号 平成19年度熊本県一般会計補 正予算(第6号)

議案第53号 和解について

報告第24号 財団法人熊本県スポーツ振興 事業団の経営状況を説明する書類の提出 について

報告第25号 財団法人熊本県暴力追放協議 会の経営状況を説明する書類の提出につ いて

請第10号 政府に教育改革を求める意見書 提出に関する請願

請第1号 県立高等学校再編整備計画に関 する請願

請第4号 熊本県立八代東高等学校定時制 の存続に関する請願

請第5号 熊本県立阿蘇清峰高等学校の存 続を求める請願

請第6号 県立高等学校再編整備計画に関 する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)に ついて

報告事項

- ①県関与見直し実行計画に基づく県出資団 体等の見直し状況報告について
- ②県立高等学校の再編整備等について
- ③熊本県手数料条例の一部を改正する条例 (案)の概要について

出席委員(8人)

委員長吉永和 世 副委員長 守 田 憲 史 委 員 倉 重 剛 委 員 松 村 昭 委 員 小 杉 直 員 平 野 みどり 委 員 氷 室 雄一郎 委 委 員 早 田 順 一

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 柿 塚 純 男

総括教育審議員兼

教育次長 新 井 久 徳

総括教育審議員兼

教育次長 石 井 二三男

教育次長 中 村 和 道

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

福利厚生課長 中 村 義 臣

高校教育課長 石 井 博 憲

義務教育課長 木 村 勝 美

首席教育審議員兼

学校人事課長 松 葉 成 正

社会教育課長 遠 藤 洋 路

人権同和教育課長 堀 田 浩一郎

文化課長 梶 野 英 二

体育保健課長 八十田 宏 首席教育審議員兼

施設課長 橋 口 正 治

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 後 藤 泰 之 警察本部

本部長 横 内 泉

警務部長 蝦 名 幸 二

生活安全部長 德 永 幸 三

刑事部長 森 田 惟 信

交通部長 黒 木 修

警備部長 島 崎 政 廣

参事官兼首席監察官 古 川 隆 幸

参事官兼警務課長 松 本 一 幹

参事官兼会計課長 吉 村 郁 也

総務課長 吉 長 立 志

理事官

兼生活安全企画課長 山 内 誠 次 参事官

兼刑事企画課長 藤 井 勝 公理事官

 兼交通企画課長
 浦
 田
 潔

 交通規制課長
 木
 庭
 強

兼警備第一課長 中 尾 憲 史

事務局職員出席者

理事官

議事課課長補佐 菊 住 幸 枝 政務調査課課長補佐 松 本 公 利

午前10時0分開議

○吉永和世委員長 ただいまから、第3回文 教治安常任委員会を開会いたします。

今回、新たに付託された請願が1件あり、 提出者から趣旨説明の申し出があっておりま すので、これを許可したいと思います。

請第10号についての説明者を入室させてください。

(請第10号の説明者入室)

○吉永和世委員長 請願の写しを各委員の方

宏 : には配付してありますので、御説明は簡潔に お願いいたします。

はい、どうぞ。

(請第10号の説明者の趣旨説明)

○吉永和世委員長 よくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りいただきたいと思います。

(請第10号の説明者退室)

○吉永和世委員長 次に、平成19年6月25日 付で警察本部に人事異動があっておりますの で、新任者の自己紹介をお願いいたします。

> (森田刑事部長~井上交通機動隊長の順 に自己紹介)

○吉永和世委員長 それでは、本委員会に付 託された議案を議題とし、これについて審査 を行います。

まず、議案について警察本部、教育委員会の順に執行部の説明を求めたいと思います。

それでは、警察本部長から総括説明を願い、 続いて担当課長から順次説明をお願いいたし ます。

初めに、横内警察本部長。

○横内警察本部長 おはようございます。

委員長初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただいているところであり、また、 先般開催いたしました「犯罪抑止・子どもフォーラム」並びに「永年勤続職員表彰式」に、 大変お忙しい中、副委員長に御臨席いただき、 まずもって、この場をお借りして御礼を申し上げます。

また、吉永委員長、氷室委員におかれましては、御尊父様の御逝去、改めて衷心より御 冥福をお祈り申し上げます。

さて、県警察では、県民の皆様が安全で安心して暮らせる熊本を実現するため、本年、 平成16年に策定した「熊本県警察緊急治安対策プログラム」の最終年として、組織を挙げて諸対策を推進していることにつきまして は、さきの文教治安常任委員会においても御! 心を一つにして各課題に全力で取り組んでま 説明申し上げたところでございます。

しかし、懸命の取り組みにもかかわらず、 3年連続で減少してまいりました刑法犯認知 件数が、本年に入り自転車盗、車上ねらいな どの身近な犯罪を中心に増加に転じ、8月末 現在で1万3,352件と対前年比で415件、率に して3.2%のプラスとなっておりますほか、 人身交通事故につきましても、減少傾向には あるものの、「緊急治安対策プログラム」の 目標達成は極めて微妙であり、また、6月か ら8月にかけて、昨年の2倍を超える35人の 方が交通事故によりとうとい生命を落とされ るなど、治安情勢は厳しい現状が続いており ます。

加えて、8月18日に福岡市内で指定暴力団 道仁会の会長が射殺され、その翌日には本県 で道仁会から分裂した九州誠道会の幹部が銃 撃される事件が発生し、周辺住民の方はもち ろんのこと、県民の皆様に不安と脅威を与え ております。

これにつきましては、両組織による抗争事 件の可能性を視野に入れ、速やかに「暴力団 道仁会・九州誠道会集中取締推進本部」を設 置して、現在、被疑者の検挙と発砲事件の防 圧に取り組んでいるところであります。

さらに、全国育樹祭開催まで2カ月と迫り、 式典を含めた各種行事がつつがなく、かつ成 功裏に進むよう、目下、警衛警備の万全に向 けた詰めの対策を実施しております。

このほかにも、殺人・強盗などの重要犯罪 の徹底検挙を初め、少年の非行防止と保護対 策、振り込め詐欺等匿名性の高い知能犯罪対 策、来日外国人犯罪対策等取り組むべき課題 が山積しておりますが、「安全で安心な熊本」 を実現するためには、いずれもないがしろに することのできないものばかりであり、かつ、 治安回復はこれら一つ一つの課題に対する的 確な対応の総体として成し遂げられるものと の認識のもと、私以下3,400人の職員全員が いる所存であります。

どうぞ、委員長初め委員の皆様方には、引 き続き警察活動に対するさらなる御理解と御 支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、警察関係の議案でありますが、 今回提案しておりますのは、第1号議案平成 19年度熊本県一般会計補正予算。これは、防 弾ヘルメット、防弾盾の整備のための装備品 維持管理費等警察費総額2,745万円余をお願 いするもの。第29号議案工事請負契約の締結 について。これは、水俣警察署庁舎新築工事 に伴うもの。報告第25号議案財団法人熊本県 暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の 提出について。これは、同協議会の事業の決 算及び計画に関する書類を提出するものであ ります。

これらの議案の詳細につきましては、後ほ ど担当課長から御説明申し上げますので、御 審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会で御審議いただいて おりますところのICカード化運転免許証導 入に伴う運転免許関係手数料の改定概要、そ の他県出資団体等の見直し状況報告につきま しても、後ほど担当課長から御説明申し上げ ますので、御審議のほどよろしくお願いいた します。

○吉村会計課長 それでは私の方から、予算 関係議案につきまして、お手元の資料に基づ き御説明いたします。

まず、資料1ページの第1号議案平成19年 度熊本県一般会計補正予算(第5号)について でございます。

警察本部費で、844万4,000円の増額をお願 いしております。資料の説明欄の警察一般管 理費でございますが、(1)の警察官増員関係 経費161万9,000円は、平成19年度の警察官増 員として認められました30人のうち、金融不 良債権関連事犯対策として10年間の増員措置 期限が経過しました14人を除く16人の採用に 伴って必要となります健康診断費及び机・い す等の備品整備に要する経費でございます。

次に(2)の警察統合〇A整備費358万3,000 円につきましては、警察情報の暗号化に要す る経費であります。警察情報の漏洩防止方策 としましては、これまでも関係規定の整備で ありますとか私物パソコンの利用を排除する ための捜査用携帯パソコンの整備等を図って まいりましたが、今回さらにこの対策を強化 するため、パソコンからフロッピーディスク 等の外部記録媒体へ警察情報を出力する際 に、警察文書の暗号化を図ることといたしま した。暗号化のためのソフトにつきましては、 警察庁が開発したものを無償で使用します が、このソフトを起動させるためには専用キ 一の役目を果たすUSBメモリーが必要とな りますところから、係の業務運営上必要な1, 815本を整備することとしたものであります。

ちなみに、USBメモリーというのは…… (資料を示す)こういった形状のものでございます。これを挿入することによって、作動するシステムとなっております。

次に、(3)の汎用系情報管理システム整備 費324万2,000円につきましては、現在、警察 庁のシステムと相互に接続し捜査情報照会業 務を運用しておりますが、今回、警察庁のシ ステムが一部変更され、平成20年3月から新 システムとして運用されることとなりまし た。このため、県のシステムもこれにあわせ て改修する必要が生じましたことから、この 改修に要する経費をお願いしたものでありま す。この改修によりまして、個人照会業務に つきましては旅券番号によります照会が可能 となりますほか、多様な照会ニーズに迅速か つ正確に対応可能となるものでございます。

次に装備費でございますが、1,900万8,000 円の増額をお願いしております。これは全国 的に多発しております銃器使用犯罪に迅速・ 的確に対応し、県民の平穏な生活を確保する ため、事件等の最前線の現場で活動する地域 部門を優先的に、耐弾性の高い防弾へルメット、防弾楯を緊急に整備するものであります。

9月補正では、熊本市内のパトカー勤務員、 郡部の交番勤務員を優先的に整備することと しておりますが、今後も計画的な整備をして いきたいと考えておりますので、よろしくお 願いいたします。

以上、合計しますと補正後の平成19年度警察費歳出予算総額は426億6,918万1,000円となります。

それでは次に契約関係議案についてでございますが、資料2ページの第29号議案工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

これは、水俣警察署の移転新築に伴います、 建築工事分の契約にかかるものでございます。本年7月26日に条件付きの一般競争入札 を実施しましたところ、説明資料のとおり4 億7,019万円で落札されております。落札額 は、予定価格の75.75%であり、低入札価格 調査対象となりましたので、施工業者に対し て各種調査を実施しましたところ、契約の内 容に適合した施工がなされると認められまし たので、8月22日に仮契約を行っております。 以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○中島組織犯罪対策課長 着座のまま説明させていただきます。

報告第25号財団法人熊本県暴力追放協議会 の経営状況を説明する書類の提出についてに つき、御説明いたします。

その前に、財団法人熊本県暴力追放協議会 について、若干の説明を申し上げたいと思い ます。

同協議会は、県民の総意を結集して暴力追 放運動を強力にかつ恒常的に推進することに より、暴力団員による不当な行為を初めあら ゆる暴力を追放し、もって暴力のない明るい 住みやすい熊本県の実現に寄与することを目 ! てでございます。資料の24ページを、お開き 的として、県、各市町村及び民間団体等の出 資により、平成3年に設立された公益法人で ございます。

それでは、平成18年度の収支決算及び平成 19年度の事業計画に基づき、同協議会の経営 状況について御説明をいたします。

まず、お手元の「財団法人熊本県暴力追放 協議会の経営状況を説明する書類」と題する 資料の10ページをお開きください。

平成18年度の収支決算についてでございま す。収入は、基本財産運用、賛助金、それに 県からの委託事業であります責任者講習受託 事業費、地方公共団体からの補助金等が主な ものでございまして、それに投資有価証券償 還金を加えて、収入総額は9,708万4,883円と なっております。

支出は、事業費として広報啓発活動、暴力 団排除組織支援活動、相談活動、責任者講習 等の事業費、管理費としての人件費、事務費、 事務所借り上げ経費及び投資有価証券取得支 出、退職慰労引当金がそれぞれ主なものでご ざいまして、支出の総額は9,785万9,939円と なっております。

これに前期繰越金の227万8,805円を加えま した後の収支差額が150万3,149円となり、こ の150万3,149円につきましては、本年度への 繰越金となっております。

次に、21ページをお開き願いたいと思いま す。

平成19年度の事業計画についてでありま す。前年に引き続き、暴力団を許さない県民 意識の盛り上げ、暴力団員等による不当な行 為による被害の防止、この二つを基本として、 具体的事業としましては広報啓発活動、暴力 団排除組織支援活動、暴力団員に関する相談 活動、少年保護活動、暴力団離脱者等の社会 復帰支援活動、責任者講習、被害者救済など を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、平成19年度の収支予算につい

ください。

予算額は3,924万7,000円となっておりま す。前年度と比べて今年度は、国債購入のた めの投資有価証券取得分はありません。事業 活動の収支は、前年と同様に緊縮されており ますところから、より一層適正かつ効果的な 事業の推進を図ることとしております。

以上、財団法人熊本県暴力追放協議会の平 成18年度収支決算及び平成19年度事業計画に ついて、説明いたしました。

引き続き、お手元の「県出資団体等の見直 し状況報告」と題するA4横書きの資料をご らんください。

県出資団体等に対する県の関与見直し実行 計画にかかる団体の、これまでの見直し状況 について申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、資料をご らん願いたいと思います。

警察本部が、平成18年3月に見直し実行計 画を作成した団体は、熊本県暴力追放協議会 の1団体のみです。

同協議会の方向性及び見直し状況として示 しました方向性は、協議会の行う各種事業の 特殊性等から、廃止や統合はできないという ところから、県の関与を縮小して存続してい くとしており、今後も実行計画に基づく見直 しを継続しながら、同協議会の事業を推進し ていきたいと考えております。また、団体代 表者等への県職員の就任につきましては、協 議会設立当初の平成3年から、理事に県総務 部長、評議員に県総務部人事課政策調整審議 員の2名が非常勤・無報酬として就任してお ります。これにつきましては、行政機関の代 表として県・市の職員の役員就任は不可欠な ものと考えており、今後も引き続き理事、評 議員への就任継続を要請していく方針でござ います。

同協議会への県職員の派遣につきまして は、平成14年から派遣を中止しており、今後 も派遣の予定はありません。

また県費の出資につきましては、平成16年度の予算では1,732万円でありましたが、平成17年度から22年度までの5年間で160万円の削減を目標に掲げ、見直しを図った結果、平成17年度は1,721万円、平成18年度及び平成19年度はそれぞれ1,661万円となっており、この3年間で当初の目標に迫る153万円の予算削減を行っております。

見直し実行計画の推進に当たりましては、 引き続き同協議会の公益性を損なうことのな いよう十分配意しながら取り組んでまいりた いと考えておりますので、今後とも委員の先 生の方の御理解とお力添えをお願いして、報 告を終わらせていただきたいと思っておりま す。以上です。

○吉永和世委員長 それでは、続いて教育委 員会から説明をお願いします。

初めに柿塚教育長。

○柿塚教育長 改めまして、おはようございます。

議案の説明等に先立ちまして一言申し上げます。吉永委員長の御尊父勝秀様が9月3日に、氷室委員の御尊父輝様が8月25日に御逝去されましたことにつきまして、改めまして謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

県立高校の再編整備等につきましては、8 月21日の教育委員会において「県立高等学校 再編整備等基本計画」の案と「県立高等学校 再編整備等実施計画(前期)」の案を決定し、 公表させていただきました。

その後、パブリックコメントを実施いたしましたが、このパブリックコメントでの意見、これまで各方面からいただいた意見、議会での議論等を踏まえて、この秋のうちにも計画を決定できればと考えておるところでござい

ます。

これまで、私どもは地域等からの意見のく み上げをできる限り行い、計画案にできる限 り反映させてまいりました。計画決定後も、 今議会での代表質問等でお答えをさせていた だきましたように、地域の方々等との意見交 換を続けていくことはもちろんでございます が、計画で再編・統合の対象としている学校 でありましても、入学者数が大幅にふえると いった大きな状況の変化があれば、再編・統 合について再考したいと考えているところで ございます。

少子化とそれに伴う県立高校の小規模化が 進む中、高等学校段階で求められる教育環境 をしっかりと確保していくためには、県立高 校の再編整備は避けられないと考えておりま す。皆様方の御理解と御協力を、お願いいた します。

次に、今議会に提案されております教育委員会関係議案の概要につきまして、御説明を させていただきます。

まず、第1号議案及び後で述べます第52号 議案平成19年度熊本県一般会計補正予算につ きましては、9,451万7,000円の増額補正をお 願いしております。

「先導的教育情報化推進事業」は、情報化による学校業務の効率化等の効果を検証し、 県立学校における教育の質の向上と学校経営 の高度化を図るものでございます。

「熊本県ものづくり人材育成プロジェクト 事業」は、専門高校と地域産業界とが連携し、 生徒に高度な加工技術等を身につけさせ、地 元企業に貢献する職業人の育成及び企業定着 率向上を図るものでございます。

「学校・地域保健連携推進事業」は、心の 健康問題に対しまして、県内公立小・中・高 等学校の要請を受けまして、精神科医等の専 門医への相談を実施する事業でございます。

「総合型地域スポーツクラブ地域づくり事業」は、本県の火の国広域スポーツセンター

の指導支援のもと、総合型地域スポーツクラ ブが地域の中心となって、子供のスポーツ活 動の充実などに取り組むことを通し、活力あ る地域づくりを推進する事業でございます。

また、7月の梅雨前線豪雨に伴います災害 対策といたしまして、県立矢部高校実習林内 の道路法面の一部崩壊の復旧に取り組むこと といたしております。

なお、同時期に八代農業高校泉分校の通学路であります県道小川泉線の法面が崩落し通行どめとなりましたが、速やかに仮設道路及び仮設橋が建設され、生徒たちの通学路が確保され、無事に2学期を迎えられましたことにつきまして、御心配・御配慮いただきました県議会の皆様方に対し、お礼を申し上げさせていただきたいと思います。

次に、条例関係でございます。

議案第16号「熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例」は、へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴いまして、へき地学校等指定の見直す時期の弾力化を図るため、関係規定を整備するものでございます。

議案第17号「熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、事務の効率化・迅速化を図るため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするため、関係規定を整備するものでございます。

議案第18号「熊本県立美術館条例の一部を 改正する条例」は、熊本県立美術館本館の多 目的室を改修いたしまして、美術館の一部と して永青文庫展示室を開設するため、関係規 定を整備するものでございます.

なお、永青文庫展示室は平成20年4月25日 開館の予定でございます。

次に、報告関係でございます.

報告第24号「財団法人熊本県スポーツ振興 事業団の経営状況を説明する書類の提出につ いて」は、地方自治法第243条の3第2項の 規定に基づく当該事業団の平成18年度決算及 び平成19年度事業計画に関する報告でござい ます。

最後に、3年前に県立高校での水泳の授業中に、危険な飛び込みを行った生徒が首の骨を損傷し、両手の指と下半身が不随となった事故がありました。残念ながら訴訟となっておりましたが、9月11日に裁判所から和解勧告があり、これに応じることといたしましたので、急遽、第52号議案平成19年度熊本県一般会計補正予算及び第53号議案和解についてを追加提案いたしました。

以上が、今議会に提案申し上げております 議案の概要でございますが、今委員会では、 このほか、県関与見直し実行計画に基づく県 出資団体等の見直し状況報告及び冒頭申し上 げました県立高等学校再編整備等について御 報告させていただきたいと思っております。

詳細につきましては担当課長から説明いた しますので、御審議のほどよろしくお願い申 し上げたいと思います。

○吉村教育政策課長 座ったまま説明いたします。

教育政策課でございます。

冒頭提案関係の説明資料2ページを、お開きください。

まず、先導的教育情報化推進事業について、説明いたします。

県立学校では、生徒用の教育パソコン等の 環境整備につきましては昨年度完了いたしま して、生徒の情報スキルやモラルの向上等に 活用されております。ただ、教職員の校務用 の環境整備につきましては、ネットワークを 使った共同処理や情報共有が十分に図られて おらず、セキュリティー面も含めて校務の効 率化、高度化を検討すべき状況にあります。

このような課題は全国的なものでございまして、文部科学省においては国家戦略の一環 として教育の情報化をさらに推進するため、 本年度から先進的、実践的な調査研究を公募! なくされるという重い障害を負うことになり により委託事業を開始され、本県も校務の情 報化というテーマで応募し、採択されたのが この事業でございます。

この調査研究事業では、県立学校から5つ の学校をモデル校として選定し、パソコン等 の環境整備を図り、実際の校務処理の方法を 見直しながら、学業成績や庶務事務等の校務 処理を支援するシステムを3年間にわたって 学校現場で開発と検証を繰り返しながら、そ の効果を実証していくことになります。

教育委員会としましては、この事業により 県立学校の校務処理を効率化するだけではな くて、削減された時間を教員本来の任務でご ざいます指導面に振り向けることにより、教 育力アップを支援するとともに経営力アップ につなげてまいりたいと考えております。

また、この取り組みにより一定の成果が上 げられれば、市町村教育委員会にも紹介して、 小・中学校を含めた県全体の校務情報化を支 援してまいります。補正予算額3,490万円余 は、全額国庫支出金でございます。

次に、追加提案いたしました小国高校プー ル事故にかかわる損害賠償請求訴訟の和解に 関する補正予算と議案について、御説明いた します。

資料は、別冊になっております追補関係の、 2ページと3ページをごらんください。

平成16年7月7日、3年生男子生徒に対し 競泳スタートの飛び込みの実技テストが行わ れ、不合格の10名には事後指導のため一角に 集合させ、合格の20名には自由時間を指示し ていたところ、合格者の1人が危険な飛び込 みを行い、頭部からプールの底に突っ込み、 頸椎と呼ばれる首の骨を損傷する大きな事故 が発生しました。

その結果、この生徒は両手のすべての指そ れから両下肢の機能が全廃となり、そのほか に体温調節等の自律神経あるいは排せつ機能 にも支障を来たし、今後も車いす生活を余儀 ました。

この事故について、生徒の両親は県側に安 全配慮義務違反があったとして、平成17年4 月損害賠償を求める訴訟を提起されました。

教育委員会としては、この生徒は事故当時 18歳で、通常以上の運動能力と正常な判断能 力を備えているにもかかわらず、あえて危険 な飛び込みを行って障害を負ったものである として応訴しました。

相手側の立場もございますので、訴訟の経 過等については省略させていただきますが、 去る9月11日、裁判所から和解勧告がござい ました。それによりますと、双方に過失を認 め、県に対して生徒の就業が困難であること に伴う逸失利益及び家族の介護費用を主な内 容として、3,600万円の支払いを求める内容 となっております。

県教育委員会としては、校内における授業 中の事故であり、それから同種の重度障害事 故について被害者救済を重視する事例が多い こと、担当弁護士も先例等に照らして妥当な ところという見解であるということ、それか ら原告側が和解内容を了解していること、裁 判所の早期救済という意向を踏まえまして、 円満かつ早期解決を図るために、和解勧告に 応じることとしました。

なお、この和解案を9月議会で可決いただ きました場合は、来月、和解調書を作成した 後、具体的な支払い手続きに入ることになり ます。

また、損害保険契約を結んでおりますので、 3.400万円は保険会社が補てんすることにな りますので、県の実負担額は200万円という ことになります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○石井高校教育課長 高校教育課でございま す。座ったまま説明させていただきます。

説明資料は、2ページでございます。

今回の補正予算では、熊本県ものづくり人 材育成プロジェクト事業に要する経費としま して、教育指導費1,513万4,000円の増額補正 をお願いしております。

本事業の内容は、文部科学省からの指定を受け、学校と地域産業界とが連携してものづくり人材の育成及び地域産業界のニーズに応じた職業人の育成をするためのプログラムについて、開発実証を行うというものでございます。具体的には、指定を受けました御船高校、小川工業高校、八代工業高校において生徒の企業実習及び企業技術者等によります特別授業、また教員の企業研修等を行うことによりまして、生徒に高度加工技術を身につけさせるなど、地元企業に貢献する職業人の育成及び就職の企業への定着率を高めようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○松葉学校人事課長 学校人事課でございま す。着座のまま説明をさせていただきます。

今議会に、2本の条例改正を提案しております。資料の4ページを、お願いいたします。

まず、議案第16号熊本県市町村立学校職員 のへき地手当等に関する条例の一部を改正す る条例でございます。これは、へき地教育振 興法施行規則の一部改正に伴い、条例の規定 を整備するものでございます。

内容は、僻地学校の指定の見直し時期について、「6年ごと」とされているものを、おおむね6年ごと」に改めるものてございます。

その理由は、6年ごとに指定基準に従って 僻地学校の指定の見直しをしておりますが、 次回の見直し時期は平成20年1月でございま す。一方、指定基準自体が20年4月に改正が 予定されており、この基準改正による見直し を21年1月に行う必要がございます。1年で 2回の見直しが必要になるということでござ

います。そのため、6年ごとの周期的な見直 しの時期に若干の幅を持たせることによっ て、2回の見直しを一括して21年1月の1回 で行うことがてきるようにする改正でござい ます。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第17号熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正内容は、事務の効率化、迅速化を 図るため、熊本県教育委員会の権限に属する 事務の一部を市町村が処理することとするも のでございます。現在、県費負担教職員の住 居手当及び通勤手当にかかる認定等の事務 は、既に市町村が処理することとされている ところでございますが、これらに加えまして 扶養手当、単身赴任手当及び児童手当にかか る認定等の事務についても市町村が処理する こととするものでございます。

なお、これらの事務の移譲については、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律の規 定によりあらかじめ市町村長に協議し、すべ ての市町村長から同意を得ているところでご ざいます。

以上が、議案の概要でございます。よろし く御審議をお願いいたします。

○梶野文化課長 文化課でございます。座ったまま説明させていただきます。

説明資料10ページをお願いいたします。議 案第18号熊本県立美術館条例の一部を改正す る条例の制定についてでございます。

これは、県立美術館本館の多目的室を改修 して永青文庫展示室を開設するために、関係 規定を改正するものでございます。

改正内容としましては、まず新たに開設します永青文庫展示室の観覧料の設定と、本館常設展示室と永青文庫展示室を合わせた共通の観覧料を新たに定めるものでございます。

次に、本館多目的室を改修して永青文庫展

示室とするために、利用施設としての多目的 ! ど、児童生徒に関する心身の健康教育活動を 室を廃止することといたします。

また、観覧料及び施設使用料にかかる消費 税を総額表示にするために、関係規定の整備 を行うものでございます。

具体的な金額につきましては、15ページの 新旧対照表の新の方をごらんいただきたいと 思います。

新たに設定する観覧料は、別表第1の永青 文庫展示室を一般人200円、大学生を120円、 それから本館常設展示室と永青文庫展示室の 両方を見る場合の共通の料金を一般人400円、 大学生240円としております。そして、それ ぞれについて団体料金を設定しております。 次に、別表2から多目的室を削除しておりま す。

そのほか、別表1、別表2それぞれ消費税 を加算した表記に改めることとしておりま す。

なお、永青文庫展示室は平成20年4月25日 の開館を予定しており、現在、改修工事を進 めております。

条例の施行日につきましては、平成20年4 月25日から施行することといたしておりま す。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいた します。

○八十田体育保健課長 体育保健課でござい ます。説明資料3ページを、お願いいたしま す。

まず、保健体育総務費として200万円の増 額補正をお願いしております。事業は、学校・ 地域保健連携推進事業で、昨年まで熊本県学 校保健会が国から委嘱を受けていた事業で、 本年3月教育委員会への委託事業に変更され たものでございます。

事業内容は、地域保健と連携のもと、児童 生徒の心身の健康問題に対応するため、学校 の要請により専門医などへの相談を行うな 行うものでございます。

次に、体育振興費として489万9,000円の増 額補正をお願いしております。事業は、5月 に国から委託が決定しました総合型地域スポ ーツクラブ地域づくり事業でございます。

この事業は、本県の火の国広域スポーツセ ンターのコーディネートのもと、総合型地域 スポーツクラブが地域の中心となって、子供 のスポーツ活動の充実などに取り組むことを 通して、活力ある地域づくりを推進するもの でございます。

単年度のモデル事業で、本年は南関すこや かスポーツクラブを実践クラブとして、就学 前の幼児と小学校低学年の児童及びその保護 者を対象に実施するものでございます。

以上、総額689万9,000円の増額補正をお願 いしております。

次に、説明資料の16ページをお願いいたし ます。

報告第24号の、財団法人熊本県スポーツ振 興事業団の経営状況を説明する書類の提出に ついて、御説明いたします。

同財団は、平成17年まで県民総合運動公園 を始め5施設の管理運営を受託してまいりま したが、平成18年度からは指定管理者として 県民総合運動公園、県立総合体育館、藤崎台 県営野球場の3施設の管理運営を行っており ます。

それでは、お手元の資料財団法人熊本県ス ポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類 により、平成18年度決算及び平成19年度事業 の計画について、御説明いたします。

まず、1ページから8ページにつきまして は、当財団が自主事業として取り組んでおり ます各種スポーツ教室や講習会、イベント、 その他事業の平成18年度の実績でございま す。

続きまして、9ページから14ページにつき ましては、県立体育施設の指定管理にかかる 運営状況を記載しております。9ページをご ! した施設の管理運営等となっております。 らんください。

まず、県民総合運動公園のほか2施設の平 成18年度の利用実績でございます。利用者数 は、106万5,000人弱、使用料等収入は1億6, 682万円余となっており、対前年比は利用者 数で約2.0%の増、使用料等収入で約1.1%の 増となっております。

次ページを、お願いいたします。

サービス向上に向けた取り組みを進めてお り、例えば春季、夏季シーズンにおける供用 日の拡充や、夜間照明施設のある野外施設の 供用時間の延長を行い、利用者増につながっ ております。

以下、14ページまでが、管理運営の詳細を 記載しております。

15ページからは、平成18年度決算書を掲載 しておりますが、17ページの収支計算書、総 括表により説明をさせていただきます。

事業活動収入としては、合計8億9,873万5, 000円余となります。

収入の主な内容は、3つの県立体育施設の 県からの指定管理料及び自主事業として開催 しているスポーツ教室の会費等でございま す。

また事業活動支出としては、合計8億7,89 9万1,000円余となっております。

そして、その他の収入支出を勘案し、総収 入から総支出を差し引いた当期収支差額は1, 134万9,000円余となっております。

以下25ページまでが、公益法人会計基準に のっとって財務諸表を掲載しております。

続きまして、平成19年度の事業計画でござ います。資料は、26ページからでございます。

当財団は、県全域のスポーツ振興を支援し ていくとともに、受託した県有スポーツ施設 の管理運営に努めていくことを目的としてお ります。

主な事業としましては、スポーツ振興事業、 魅力ある施設づくりの各種事業、県から受託

収支予算についてでございますが、32ペー ジ、33ページに掲載をしております。

32ページを、お願いいたします。

一般会計として、5,379万円を計上してお ります。これは主に全県的なスポーツ振興や スポーツ教室等の自主事業にかかるものでご ざいます。予算規模は、昨年度に比べ1,700 万円余の増となっております。これは、平成 19年度当初予算で退職給与引当金を計上して いるためでございます。

次に33ページをお願いいたします。

特別会計として8億1,089万円余を計上し ておりますが、収入のうち7億9,919万円が 指定管理受託収入になります。

以上、財団法人熊本県スポーツ振興事業団 の平成18年度決算及び平成19年度事業計画で ございます。

引き続き、県出資団体等の見直し状況報告 について御説明いたします。報告資料、「県 関与見直し実行計画に基づく県出資団体等の 見直し状況報告」1ページをお願いいたしま

対象となる教育委員会所管の出資団体は、 財団法人熊本県スポーツ振興事業団及び財団 法人熊本県体育協会の2団体です。

まず、財団法人熊本県スポーツ振興事業団 ですが、同財団は現在、指定管理者としてサ ービスのさらなる向上を図りながら効率的な 管理運営業務に努めております。

平成18年度から、県は職員の派遣を行わな いなど県の関与を縮小しており、今後さらに コスト縮減と経営合理化を図って、自立に向 けた取り組みを進め民営化を目指すこととし ております。

次に、財団法人熊本県体育協会ですが、同 財団は県と協働して県全域においてスポーツ 振興に関する施策を展開しております。引き 続き県と連携しながら事業を実施していくべ きと考えておりますが、本年度から県職員の 派遣を3名から2名に減らすなど、県の関与 を縮小していく方向で取り組みを進めており ます。

以上、県関与見直し実行計画に基づく県出 資団体等の見直し状況報告についてでござい ます。

体育保健課分につきまして、御説明申し上 げました。御審議のほど、よろしくお願い申 し上げます。

○橋口施設課長 施設課でございます。資料 は、3ページの下段でございます。

今回の補正予算では、去る7月6日からの 梅雨前線豪雨によります県立高等学校の災害 復旧費といたしまして、158万3,000円の増額 補正をお願いしております。

被害状況は、県立矢部高校実習林内の道路 法面が一部崩壊の被害を受けたため、早急な 復旧に努めることとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部の説明が終 了しましたので、主要事業、付託議案等につ いて質疑を受けたいと思います。質疑はござ いませんか。小杉委員。

○小杉直委員 後から質問しようとすると機を失する場合がありますので、最初から質問させていただきます。 3、4点ありますのでちょっと長くなりますが、よろしくお願いします。

警察本部の会計課長にお尋ねしますが、補 正予算の中で防弾ヘルメットと防弾楯の整備 状況の説明がありましたね。これは大体、何 個ぐらいかということと、現在まではこうい う防弾ヘルメットとか楯の装備はなかったの かどうか、そういう環境はどうですかな。

○吉村会計課長 ただいま御質問の点につき ましては、御承知のとおり昨年、城南町で猟 銃所持の立てこもり事件がございました。そ の後も引き続き、愛知県でありますとか、さ らには熊本県でも暴力団抗争絡みの事件が6 月19日それから8月18、19日と続きまして、 非常に県民の皆さんにも不安を与えている状 況ですけれども、そういった一連の銃器を使 用した事件が発生したということで警察庁で も重く受けとめておりまして、全国的にこう いった耐弾性能の高いヘルメットであります とか防弾楯の整備状況はどうなっているんだ という調査がありまして、それに伴いまして 調査をしましたところ、今御質問の点になり ますが、トカレフ耐弾の防弾ヘルメットが現 有数79個、それから防弾楯、これはトカレフ 耐弾のものが112枚、それから防弾着、これ は防弾チョッキですけれども、これはトカレ フ耐弾のものが1,340着、保有していること がわかりました。

それで、これで十分なのかということです が、調査をしましたところ、こういうコンセ プトで必要数を算定したわけですが、パトカ 一の勤務員に、2人乗車していますので2セ ット、ヘルメット2つ、楯2つ、それから各 交番に2セットずつ、それから駐在所に1セ ット、それから警備派出所に1セット、それ から警察署の当直、これは夜間に事件があっ た場合に、ぱっと当直が対応しますので、こ こに各2セットということで計算をします と、必要数が365セット要るという計算にな りました。この365からこの現有数を差し引 きますと、防弾ヘルメットが286個それから 防弾楯が253枚不足しているということが判 明しましたので、これを計画的に速やかに整 備していく必要があるだろうという認識のも とに、今回の補正予算では防弾ヘルメットを 59個それから防弾楯を55個を、先ほど御説明 しましたように現場にまず先に行きますパト カー、それから郡部の交番を優先的に緊急に 整備する必要があろうということで、今申し 上げました数字のものを整備をさせていただ

きたい。

それから残りました数につきましては、財政事情等もございますので、今後5年間で順次整備をしてまいりたいと思っておりますが、今後の治安情勢の推移もございますので、場合によっては前倒しに整備していくことも視野に入れながら整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

〇小杉直委員 大体、概要はわかりましたが、 私が承知している限りでも、制服警察官は1, 000人前後おられるというふうに承知しておりますが、こういうふうな防弾へル、楯あるいはチョッキ等も一緒ですけれども、やっぱり少なくとも制服警察官には全員に支給するぐらいの安全対策といいますか、そういうことが必要じゃなかろうかと思いますが、予算の都合とかいろいろあって、5カ年計画という話がありました、前倒しという話もありましたが、もっと短縮して整備をされるということが必要だろうと思います。

これについては、やっぱり治安が一番、第一線に出る警察官の安全対策あるいは検挙活動、制圧活動に対する非常に必要不可欠な機材でありますから、県の財政も厳しいかもしれませんけれども、こういうことはいろんな財政方向の中でも優先的にひとつ整備されるように、私たちも応援したいと思いますので、いろいろそういう取り組みをしていただきたいなというふうに思います。

もう1点、吉村課長に。先ほど話の中で、 10カ年増員の経過措置が終わったというふう にちらっとおっしゃいましたけれども、ずっ と、毎年増員を県議会も意見書を出したり、 あるいは皆さんとかあるいは潮谷知事が先頭 に立って長官のところにお願いしに行った経 過がございますが、もうあれは、増員計画は 終わったんですか。

○吉村会計課長 国レベルとしての計画とし

ては、一応19年度が最後ということでございます。

○小杉直委員 そうすると、これも私が承知しておるところでは、この県警は県民負担が九州で1番ですね。全国でも12、13番の高負担率というふうに承知して、以前も本議会で質問したことがありますけれども、これだけのやはり複雑多様な犯罪情勢の中で、県民の協力と警察官の使命感だけに頼って、負担人口が多いままで推移するのはいかがなものかと思いますので、少なくとも熊本県警はやっぱり今後とも増員の要求をしかるべき関係先にはしていくべきだと私は思いますけれども、いかがですか。

○蝦名警務部長 警務部長の蝦名です。

ただいまの委員の御質問ですが、この国レ ベルでの増員につきましては当分の間、これ は見合わせるということに決定しております ので、なかなか国に対して増員をお願いする ということも現時点では困難な状況になって います。ただ、今委員のおっしゃったとおり 熊本県の場合は九州で1番の負担人口、それ から全国で11位という状況にありまして、今 委員のおっしゃったとおり可能な限り増員を 求めてまいりたいとは思っております。ただ、 それとあわせまして犯罪自体を警察だけで抑 圧するといいますか抑止するとかというの は、これはまたこれでなかなか難しい面もご ざいまして、今後は各自治体あるいは住民の 方々を巻き込んだといいますか、そういった 協働した形で犯罪抑止に取り組んでまいりた いと思っておりますし、また退職する警察官、 これから約10年間で4割くらい警察官が入れ かわります。大体1,000人くらいは入れかわ りますけれども、その中でそういった退職警 察官をまた再任用するとか、あるいは臨時雇 用するとかというような形、あるいはボラン ティア活動に励んでもらうとかそういう形 で、その不足する警察官を補っていければというようなことで考えて、現在進めているところであります。

○小杉直委員 今、警務部長の取り組みに対する考え方は十分理解できるし、6月議会でも本部長に、民間ボランティアに対する施策については質問と、きちんとした答弁をいただいたわけですが、そういう皆様方の取り組みについてはそれなりの評価をせんといかぬわけですが、それと別個に新しい政府ができたことだし、この機会をやっぱり引き続き全国的といいますか、特にその中でも熊本を中心とした負担人口が高い県警については増員の動きを我々もやっていかんといかぬなというふうに思いますので、要望としてお話をしておきます。

次に組対課長にちょっとお尋ねですが、本部長の説明の中にもありましたように道仁会と九州誠道会の対立抗争があって、それが関連しておると思うわけですが、1人が殺され1人が重体の拳銃発砲事案があっておるわけですね。

さっき吉村課長もおっしゃったわけですが、それ以外にも振り返りますと道仁会と山口組が対立抗争を熊本あるいは福岡で以前起こしたときに、熊本の捜査員が暴力団と間違われて拳銃で撃たれて重傷を負った事案とか、振り返りますと熊本県の警察官が被害に遇ったことも幾つかあっておると思うんですよ。そして、現在発生しておる対立抗争事件に対して、県警としてはどういうふうな体制、取り組み姿勢をとっておられるか、簡単に御説明をお願いします。

○森田刑事部長 刑事部長の森田です。

まず、熊本県内の暴力団の情勢ですけれど も、8月末現在で48組織、約1,130人を把握 しておるところであります。警察の取り締ま りの強化とか暴力団排除の強化いろいろやっ ておりますけれども、依然として一定の勢力 を維持しながら違法・不当な活動を行ってい るというのが現状であります。

お尋ねの道仁会の抗争の関係ですけれど も、昨年5月に道仁会の会長の人事をめぐり まして内紛が起きまして、道仁会と道仁会か ら分裂、離脱した九州誠道会ですが、この対 立が深まりまして、8月18日に福岡市内で道 仁会会長が射殺される事件が発生しておりま す。その翌日には熊本市内で九州誠道会傘下 の忠真会の会長の銃撃事件がありまして、殺 人未遂事件として今捜査しているところであ ります。

こういった事件は、いわゆる一般の公道上で行われた犯罪でありまして、市民を巻き込む、こういった危険性も含んでおりまして、 県民に大きな脅威と不安を与えているというところであります。

現時点で本県の殺人未遂事件と一連の抗争 事件との関連性等については判明しておりま せんけれども、両組織の抗争封圧が警察の喫 緊の課題であると認識しております。

そこで、警察では県民の平穏な生活を確保するために、8月22日付で警察本部に刑事部長を長とします323名体制の暴力団道仁会、九州誠道会集中取締推進本部を設置しまして、抗争封圧のための警戒活動を強化するとともに、事件の早期解決に向けて、両組織に対する取り締まりを強化するなど、県警の組織を挙げて諸対策を推進しているところであります。以上です。

○小杉直委員 そうすると関係組事務所その 他には張りつけなんかもされておるとですか ね。

○森田刑事部長 はい、関係の事務所には張りつけと駐留警戒、それから警らで回すような警戒をやっております。

○小杉直委員 なかなか最近マスコミの方々も、そういうふうな警戒態勢について、報道が昔は太く載せておりましたが、最近は余り載せないから、一般市民はそういうふうな張りつけで、もう昼夜を分かたずといいますか、24時間態勢でされておるということは知らぬ人もおるものですから、ちょっと尋ねてみたわけです。

これは要望ですけれども、先般、横浜だったと思いますけれども、警視庁の暴力団担当者が家宅捜索に行ったときに、山口組員から発砲され重体、重傷を負ったという事案もありますし、最近はあちらこちらでもう、昔はいわゆる桜の代紋といいますか、警察には手は出すなという極道の仁義というのがあったというふうに聞いておりますが、最近はそういう仁義も何もなくて、早目に警察にも発砲するような時代になったものですから、どうでしたがで暴力団を撃っていただくというようなことが極力ないように、どうぞ遠慮なく撃っていただきたい。

といいますのが、日本の治安の根幹をなすのは、もう言うまでもなく暴力団取り締まりが根幹でございますから、善良な一般市民を撃つということはいけませんけれども、やっぱり社会の悪の暴力団については遠慮なし、引き続き努力していただきたいというふうに要望しておきます。

最後の1点です。中島課長にちょっと。

暴力追放協議会の経営状況で2点お尋ねしますが、予算関係の説明をされましたでしょう、減っていきよると。これだけ全国各地で暴力団事件が時々発生しておるし、熊本県もその中に入るわけですが、暴力団に関する相談ということも増加の一方というふうに暴力協議会はそういうふうな形だと通常聞いておりますが、この予算が下がるということに対して、これを少なくとも下がらないように、

○小杉直委員 なかなか最近マスコミの方々 できれば少しでもアップできるような、そのも、そういうふうな警戒態勢について、報道 ような取り組みはされておりますか。

○中島組織犯罪対策課長 私たちも厳しい県の予算というのは、わかっております。その中で与えられた予算の中で精いっぱい、いろんな角度から取り組んでいきたい、またそのような形で現時点業務を推進しております。 以上でございます。

○小杉直委員 繰り返してはくどくなりますが、恐らくこの委員会の委員長初め各委員の皆さんも、そういう面についてはしっかり頑張ってほしいというような気持ちを持っている先生方ばかりだと思いますので、そういう県警とか関係者の要求だけでなくて、やっぱり議会サイドも応援をいただくような形で予算要求は取り組んでいただきたいなというふうに思います。

参考までに申し上げておきますが、11月に 植木町で暴力追放協議会主催の暴力団追放の 県民大会があるやに聞いておりますが、毎年、 知事はなかなか公務多忙で出席できないとい うことですが、ことしだけは知事が出席する というふうなことを聞いております。その理 由は、さっき言いましたように対立抗争事件 の真っただ中である、熊本でもそういうふう な関連した事件が起きておる、こういうとき こそ知事も行かんといかぬということで、知 事も県民大会に行くというふうな話を聞いて おりますので、特別の緊急要件がない限りは 行かれると思いますので、参考まで説明して おきます。

さしより以上です。

○吉永和世委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。はい。

○氷室雄一郎委員 1点だけ、ちょっと気に なる点がございました。この教育委員会の第 53号和解の件につきまして。

本人の現在の状況といいますか、今後の人生設計の上では非常に厳しい状況に置かれていると思うんですが、若干説明はございましたけれども、本人の現在の状況と、これから長い人生を生きるわけでございますが、どういう状況にあるのかというのが1点と、もう1点は、こういう事例というのは極めてまれな事例だということだと思うんですが、近年こういう事件といいますか事故といいますか、そういうのが県内で、これに類するものじゃなくても起こっている例もあるんじゃないかと思いますけれども、何かございましたならばちょっと……。

もう1点は、やはり教育上の管理指導体制 の強化をしっかりお願いをしたいと思ってお りますので、この辺もどのように考えておら れるのか。

もう1点は、やはり本人の特殊な行為で起こった事故だと考えておるんですが、施設面について大体同じような施設を有しているわけでございますので、施設面の管理に問題はないのか、極めてまれな事例なのかということ、この辺につきまして御答弁をいただければと思います。こういうことが二度とあってはならないし、本人も御家族もまた関係者も大変重い負担を背負って生きていかなければなりませんし、また二度とこういう、不慮の事故とはいえ、そういうものが発生しては非常に困る問題でございますので、これにつきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○吉村政策課長 現在の状況でございますが、私たちも、向こうから本人が出てこないものですから間接に聞いている状況でございますけれども、別府の方のリハビリの治療、そういったのを一応終わりまして、現在は自宅の方で療養しているという状況でございます。自宅の方も、そういった車いすが使えるような形で改造する必要があるというような

こともありまして、そういったものも含めた 形で現在は家族の介護を受けながら、なるべ く自分のことは自分でできるような、そうい うことを目指しながらリハビリを重ねておら れるというふうに聞いております。

それから事例がないかというお話でございますけれども、これは平成5年ごろだったと思いますけれども、水俣高校の方で文化祭のやぐらを解くときに、それが崩れて生徒がやはり同じように車いす生活をせざるを得なくなったということがあります。これは全面的に県の方に過失があるというようなことで、その当時、和解されていると思います。

それから管理面でございますけれども、こ れは直接には体育保健課の管理でございます けれども、毎年6月のプール開きに際しまし ては、こういった事例のことも踏まえまして 授業時間それから授業以外のときについて も、プール事故が絶対に起こらないようにと いうことで注意するということ、それから、 この当時は学校のプールはちょっと古い形の プールで水深が1メーター20しかなくて、飛 び込み台もそのときついていたということ で、現在は今の高校生の体型に比べてちょっ と水深が浅いというようなこともございまし て、飛び込み台は現在撤去しておりますし、 今つくっておりますプール等については1メ ーター30を基準として設計施工されておりま す。

あと詳しいことは体育保健課長の方に、お 尋ねいただきたいと思います。

〇八十田体育保健課長 今、教育政策課長がおっしゃいましたように、水泳授業の事故防止の徹底と安全管理には万全を期すようきちんと通知を出しまして徹底しておりますが、具体的には児童生徒の実態に即した指導計画を立て、個々の能力や適性、健康状態に応じて適切に指導する。それからスタートの指導につきましては、段階的そして本人の能力に

合わせて、指導者の監督のもとで実施をする よう指導いたしました。

それから今の飛び込みのスタート台の使用についてでございますが、プール自体には水深、高さの基準はございません。当時は1メーター20で40センチの高さのスタート台がついていたというふうに思っておりますが、現在すべてのプールにおきまして、1メーター35未満のプールにおきましてはスタート台の使用は禁止をし、また撤去するようお願いをしております。ちなみに、県立の施設においては、すべて撤去をいたしております。そのような基準を設けまして、取り組んでおります。

なお、1メーター35という基準は、日本水 泳連盟の25メーターのプールの公認規則にの っとったものでございまして、それを適用さ せていただいております。以上でございます。

○吉永和世委員長 ほかに。はい、平野委員。

○平野みどり委員 県警本部長の御説明の中で、最近振り込め詐欺等の匿名性の高い知能 犯罪云々という御説明がございました。

今、熊本県の中で高齢者の方も含めて犯罪 被害に遇われる方、非常に多いというふうに 聞いておりますけれども、相談をされるケー スの場合は県の消費生活センターですね、あ あいったところかと思いますが、そこから県 警の方につながれて、そして検挙に結びつく、 そういった数の推移等はどんなふうになって いますでしょうか。特に高齢の方々。

○徳永生活安全部長 生活安全部長の徳永で ございます。

今のお話につきましては、悪質商法という 仕切りの中で御説明をさせていただきたいと 思います。

ここ数年この悪質商法事案の検挙それから 金融事犯、知的財産権侵害事犯、これはにせ ブランド事件とかああいったものを指すわけでありますが、これらの検挙は増加をいたしております。委員御指摘の高齢者を対象としたものにつきましても、やはり検挙は増加をしているという状況になっているところであります。

いわゆる悪質業者による高齢者をねらった 訪問販売等につきましては、高齢者の不安や 恐怖心をあおり、あるいは知識がないことに 付け込んで高額な商品の契約、販売をするな どの事犯に重点を置いた取り締まりに努めて おるところであります。

最近におきましては、床下や屋根を点検し、 必要のない修繕工事を高額で行った特定商取 引法違反事件、がんや関節に効くと称して医 薬品を無許可で高額に販売した薬事法違反事 件等を摘発しているところであります。

また、取り締まりとあわせまして、悪質商 法110番等、警察本部や各警察署の相談体制 を強化いたしますとともに、県警ホームペー ジを初め各警察署発行の地域安全ニュース や、交番や駐在所で発行いたしておりますミ ニ広報紙等を通じまして、被害防止のための 広報を行っているところであります。

さらに、被害に遇いやすい高齢者の方に対しましては防犯講話、それから各警察官が地域や家庭を訪問いたします巡回連絡等によりまして、啓発活動を推進しているというのが現状であります。

今後も、関係機関と連携いたしまして、事件検挙と被害の防止に向けた取り組みを強力に推進してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○平野みどり委員 高齢者の方が、どこに相談していいのかというのが本当にわからない状況の中で、独居老人の方だと周りでチェックしてくれる親族もいないということで、どんどん雪だるま式になっていくだろうなというふうに思うんですね。ですから消費生活セ

ンターというところももちろん相談窓口です ! てあらわれ、それに従って相談件数も減って が、特に市町村にもきちんとそういった窓口 があった方がいいと思いますので、それはま た消費生活センターの方にも知事部局の方に も言いたいと思うんですが、小まめに地域を 巡回していただくとか行政との連携を特に図 っていただきたいなというふうに思っていま す。

それで、検挙数は増加しているというふう におっしゃっていますけれども、相談件数に 対しての、被害に遇われたケースに対しての 検挙数というのは、まだまだ大変な状況のよ うですよね。そこら辺の数は、おわかりでし ようか。

○徳永生活安全部長 もう少しつけ加えて説 明すればよかったわけでありますが、実は相 談件数といたしましては若干減ってきており ます。相談件数そのものはですね。ただ、検 挙件数がふえているという状況であります が、これはどういったことかといいますと、 平成16年が、この関連の相談件数が7,920件、 それから17年が3,475件、18年が2,997件、若 干減ってきておりますね。

ことしの1月から7月に至りましては、1, 714件というふうな数字になってきておりま して、減ってきておるという状況であります。 やはり、これらの犯罪につきましては、暴力 団等の組織犯罪、これが背後にあるというこ ともありますでしょうし、こちらにつきまし ても鋭意取り締まりを強化しているというこ とがあると思われますけれども、まずそうい った広報がある程度徹底したということ、そ れから先ほど先生からお話がありましたよう な行政機関との連携が強化されてきたという こと、それと若干手前みそになるかと思うん ですが、検挙が進めばやはり抑止につながる ということで、警察のこれらに対する捜査手 法もある程度練れてきたというか上手になっ たというようなことから、こういう結果とし きているというふうに分析しておるところで あります。

ただ、先生がおっしゃいましたようなこと で、各自治体に対してそのような窓口、例え ば市役所には生活安全課というようなものが ございます、そういったところでお話を聞い ていただくとか、そういうものを整備してい ただければ、さらにこれらの被害の予防もで きるかと思われますので、そういった要望を 各自治体に対してもやっていきたいというふ うに考えているところであります。

- ○平野みどり委員 相談件数というか、あり ましたけれども、平成18年は2,998ですね。 そのうちの検挙数は幾つというふうに……。
- ○徳永生活安全部長 今の御質問をもう1回 お願いします。
- ○平野みどり委員 昨年度、平成18年度の検 挙数は……。
- ○徳永生活安全部長 平成18年度の検挙数に つきましては、検挙件数が46件の50人です。
- ○平野みどり委員 検挙につながる数として は、検挙数は伸びてきているということです が、部数からするとかなりになるので、まだ 泣き寝入りされている方たちもおられるかも しれませんので、ぜひそこら辺は市町村との 連携そして地域の福祉関係、民生委員さん、 自治会長さん、そこら辺との連携も警察の方 でもしていただきたいというふうに思いま す。よろしく、お願いします。

引き続き、よろしいでしょうか。

- ○吉永和世委員長 はい、どうぞ。
- ○平野みどり委員 では次に、教育委員会の

方にお聞きします。

今回の予算の説明の中で、教育パソコンは 一応完了したということで、校務用をこれか らということで補正予算が組まれているかと 思うんですが、聞くところによると、教育用 のパソコンで校務をしているというようなと ころもある、それは子供が教育用パソコンを なかなか十分活用できないというところで、 有効活用するためにも校務用を使っているの か、もしくは今回の補正予算で上げられてい るような状況の中で、まだ校務用のパソコン が充実していないのかなというふうにも思う わけですけれども、主に県立高校の中でどう いうところに校務用のパソコンを入れていか れようというふうに思っておられるんでしょ うか。特に、校務用が足らないなという言わ れているような、学校の種類というのがある んでしょうか。

○吉村教育政策課長 教育政策課でございますけれども、今回のこの事業は、さっき申し上げましたけれどもモデル校を5つ設定して、そちらの方の教職員にはすべての方に校務用パソコンをお渡しした形で事業をやっていくということにしております。

ただ、さっきも説明しましたけれども、先生からも御指摘がございましたように、本県の場合、教育用のパソコンにつきましては100%完備したわけですけれども、校務用につきましては大体40%弱という――本県の場合は40%弱ですけれども、6%ぐらいが校務用として使っている、あとそのほかのものについては個人用の持ち込みという形になっております。

これは、さっきも申し上げましたが全国的にはまだそういう傾向が続いておりまして、現在10の県で整備が完了しているというところでございまして、そのほかの県についてはまだ整備の途中にあるという状況でございます。

○平野みどり委員 ちょっと私が懸念してい ますのは、私物のパソコンを使われていると いうことで、情報が漏れてしまうような可能 性がないのかということとか、あと今回、校 務用パソコンは40%以上に上げていかれると いうことですけれども、私たちも本当にいつ も思うんですけれども、ソフトの更新とかい ろいろそういった部分での支出が何年か後に またあるというような、バージョンアップと かいうようなことで言ってきますよね。そう いうようなことも含めて、きちんと対応がで きるような態勢で進めていただかないと、先 生方個人でそのバージョンアップで手出しを されるようなことがないようにしていただき たいなというふうに思っています。よろしく、 お願いします。

それから続けて、総合型地域スポーツクラ ブに関してお伺いします。これは、うちの地 域でもやっていらっしゃるんですけれども、 一応、体協との関係性とか、あと学校での部 活との関係とか、そこら辺があって地域地域 で進み具合が若干違いますよね。そういう部 分では今回もさらに予算を付けて総合型地域 スポーツを続けていこうということですけれ ども、熊本市内の地域によっては全くだめだ という校区もあるみたいです。あとは、うち の地域は城山を中心とした8委員の小学校区 の総合型地域スポーツクラブなんですけれど も、今までバドミントンを体協の一つとして やっていた方たちが、こちらの方に入らなけ ればいけないということで費用負担もかかる とか、独自にやろうとすると施設面が限られ たところしかなくて、もう争いになってしま うとか、いろいろ地域のあつれきも少し出て きたりしているんですが、今後、学校スポー ツ、要するに部活と体協との関係、体協が事 務局になっているところももちろんあります が、そこら辺の今後の見通し等をちょっと教 えていただきたいんですけれども。

○八十田体育保健課長 総合型地域スポーツ クラブは、いわゆる幅広い年齢層の人々が自 分の好みや競技レベルに応じてスポーツを楽 しむことのできるクラブでございまして、週 に1、2回の活動、それから住民の自主運営 を基本として行っている地域づくりを目指す ものでございます。学校教育活動で行われる 部活動とは質が違うものでございますが、そ こに重なり合う部分の子供たちにつきまして も、あるいは部活動、そこの校区にあります 学校等との連携等を含めまして、多様なスポ ーツニーズにこたえ得る環境を整えるという 面では並行して行っていく。あとは指導者の 交流や情報交換等を行い、それぞれの特徴を 生かして補完し合いながら地域の特色や状況 に応じて指導していきたいというふうに思っ ております。

体協に関しましては地域体協のことだというふうに思いますが、やはりそこも各地域におきましては地域体協が実際地域スポーツクラブを運営していく、合同でやっていくというのが多うございます。ですから、その地域のやはり自主的な特色に合わせた話し合い、そういうものを、本県は中心には広域スポーツセンターがございますので、県体協また行います火の国広域センター等も含めまして、そこが中核になって調整、それから推進をしていきたいというふうに思っております。

○平野みどり委員 大づかみで教えていただきたいのは、総合地域スポーツ型がその体協にとってかわるじゃないですけれども、いずれはそういうような形になっていくということなんですかね。

それと、学校の部活がある意味過剰なところももちろんあるわけですし、子供が競技目的ではなくて健康づくりというような形で部活動をやりたいとかいうような子供もいるわけですけれども、そこら辺ですみ分けをして

いくということでしょうか。

○八十田体育保健課長 まず児童生徒に関しましては、今先生がおっしゃったように自分の好みに応じて、やっぱりそこはすみ分けをしていくというふうにしていきたいと思っております。

それから体育協会との関係は、地域体協の 方がどういう形で行われているか、各地域地 域の特徴がございますのであれですが、これ はおそらく総合型地域スポーツクラブと一緒 になってというか、そういう形で地域に根差 した活動をしていけるよう持っていきたいと いうふうに思っております。

○平野みどり委員 わかりました。いろんなパターンのいろんな目的でのスポーツとのかかわりがあっていいと思うので、いろんな地域の指導者等を活用していくということもありますし、学校の先生方も今部活で大変多忙で、土・日も返上してというようなこともありますので、幾分そこが緩和されればいいかなという気もしています。

議案については、以上です。

○吉永和世委員長 ほかにございませんか。 ありませんか。

(発言する者なし)

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました 議案第1号、第16号から第18号まで、及び第 29号、第52号、第53号について一括して採決 したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、一括 して採決いたします。

議案第1号、第16号から第18号まで及び第29号、第52号、第53号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第1号、第16号から第18号まで 及び第29号、第52号、第53号については、原 案のとおり可決することに決定いたしまし た。

次に、本委員会に今回付託されました請願 を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第10号について、執行部から 状況の説明をお願いいたします。吉村教育政 策課長。

○吉村教育政策課長 座って説明させていた だきます。

請願・陳情等の資料でございます。請第10 号についてでございますけれども、まず請願 の趣旨の1番、学校評価等に関する第三者機 関の設置についてでございますけれども、こ とし6月に改正されました学校教育法では、 学校は文部科学大臣の定めるところにより教 育活動その他の学校運営の状況について評価 を行い、その結果に基づき必要な措置を講ず ることによって教育水準の向上に努めなけれ ばいけないとし、また保護者や地域住民等に 教育活動や学校運営に関する情報を積極的に 提供するものとする旨を定めております。

このような観点から申し上げますと、学校 評価等の実効性をさらに高めるための第三者 機関を今後国において設置されることは意義 のあることと思われます。ただ、その役割の 大きさそれから影響の大きさ等を考慮すれ ば、学識経験者等による参画が適切ではない かと考えております。

次に趣旨2の親学普及本部の設置についてでございますが、教育基本法では国及び地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと定めております。

この観点からは、教育基本法にあるような

保護者に対する的確な支援を国に求めること は意義のあることかと思います。ただ、親学 という言葉でございますけれども、これにつ きましては国においても使用されないように なっていると聞いております。

以上でございます。御審議のほど、よろし くお願いいたします。

○吉永和世委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

○平野みどり委員 今御説明がありました親 学ということなんですけれども、国も使って いないということで、教育再生会議で突如と して出てきて私もびっくりしたんですけれど も、教育再生会議の中では、授乳中はテレビ をつけないとか、早寝早起き朝御飯の励行と か、あたりまえのことではあるんですけれど も、それが今できてない親御さんたちがいる ということであると思うんですけれども、授 乳に関しては一緒に子供とテレビを観ながら というような、子供とコミュニケーションを とりながらやるということだってできるだろ うと思いますし、教育的にいいテレビもある わけですから、長時間見せないということに は書いてありますけれども、何かとても個 別・具体的なことがいっぱい教育再生会議で 言われて、それで親学というふうに言われて いるなという気がするんですね。親学と言う んだったら、やはり親とはそもそも何なのか とか、親の役割とは何なのかという、親にな ることとはどういうことなのかというよう な、本当に親の学問であるならば、私もそれ に基づいていろんな支援をすることはいいの かなと思いますが、まだ「親学」と、ある意 味定着して皆さんとの共有の理念になってい ないという気がしています。その中で親学普 及本部というのは、いささかまだ早急ではな いかな。ですから、もっともっと皆さんたち といろんな視点から観点から、親であること

に関しては議論をしていくべきではないかな! 終了します。 というふうに思います。

○小杉直委員 もう幼稚園の先生から小学 校、中学校、高校も一緒ですばってんが、先 生方と話してみると、平野先生も十分御承知 ですが、子供の教育の前に親の教育をせぬと いかんという声が結構あるわけですね。今度 の新教育基本法も家庭教育の重要性を打ち出 しておるわけですが、今御心配の親学の本部 を設置するということにつきましては、政府 に対する意見書については若干そこのところ は和らいだ形で持っていくようにしておりま すので、一応この請願は採択していただいて、 これに基づいて政府に出すときには、今、親 学の本部をつくるということにつきまして は、若干、訂正といいますか和らいだ形に変 更する予定ですので、どうか採択の方だけは よろしくお願いしたいというふうな意見でご ざいます。

○吉永和世委員長 ほかに御意見はありませ んか。

○氷室雄一郎委員、今小杉先生からお話がご ざいましたように、親の教育という、親の教 育の前に、まずその親になる子供の教育が大 前提にあるわけでございますので、今お話が ございましたように、執行部から説明もあり ましたように、定義としてなかなかまだ定着 してない面もございますし、この辺は今後の 論議を待たないかんと思うんですが、その辺 もしっかり考えていかないかんなという思い を持っております。以上、意見だけ述べてお きます。

○吉永和世委員長 ほかに質疑はありません か。

(発言する者なし)

○吉永和世委員長 なければ、これで質疑を

次に、採決に入ります。継続、採択、不採 択の考えがありますが、この請第10号につい てはいかがでしょうか。

> (「継続してください」、「採択をお願い します」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続と採択と……不採択 はあったですか……。(発言する者あり)継続 と採択という意見がありますので、まず継続 についてお諮りします。

請第10号を継続審査とすることに賛成の委 員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○吉永和世委員長 挙手少数と認めます。よ って、請第10号は継続審査としないことに決 定いたしました。

それでは、請第10号を採決いたします。 請第10号を採択することに、賛成委員の挙 手を求めます。

(賛成者举手)

○吉永和世委員長 挙手多数と認めます。よ って、請第10号は採択することに決定いたし ました。

ただいま採択と決定いたしました請第10号 は、国に対して教育改革を求める意見書を提 出していただきたいという請願であります。

そこで、意見書案について事務局から配付 いたします。

(意見書案配付)

○吉永和世委員長 意見書案を配らせていた だきましたけれども、先ほど小杉委員から話 がございましたが、「親学」という文言に対 しましては省いてございます。意見書は、こ の案でよろしいでしょうか。

> (「異議なし」「いいですか」と呼ぶ者あ (N

○小杉直委員 教育再生会議では、親学を打 ち出したわけですね。安倍総理が、ちょっと これは暫く検討すべきだという意見を出した ものですから、そういうことを踏まえて、ま たいろんな先生のお考えも考慮に入れて、この「親学」を除いて、第2項に、親が責任を持って子供教育に当たるよう、国は家庭の教育力を高めるための学習の機会の提供云々というふうに変更しておりますので、よろしくお願いします。

○吉永和世委員長 よろしいでしょうか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 はい。それでは、この意 見書案を委員会提出議案として、本会議に提 出したいと思います。

次に、継続中の付託された請願を議題とし、 これについて審査を行います。

それでは、請第1号、第4号から第6号について、執行部から状況説明をお願いいたします。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 着座のまま失礼いたします。

請第1号、請第4号、請第5号及び請第6 号は、現在教育委員会で策定中の県立高等学 校再編整備等基本計画等に関する請願でござ います。

請第1号は基本計画の案等で、前期実施としております矢部高校と蘇陽高校の再編・統合を中期以降とし、地元との協議を深めることなどを求めるもの、請第4号は八代東高校定時制課程の存続を求めるもの、請第5号は阿蘇清峰高校の存続を求めるもの、請第6号は再編対象校の関係者と熊本県教育委員会の間で地域協議会を設置することなどを求めるものでございます。

請願の審査の前提としてお知りおきいただくために、議事次第6報告事項として説明を予定しておりました(2)の県立高等学校の再編整備等についてここで御説明することとし、状況説明したいと存じます。

それでは、県立高等学校の再編整備等をめ ぐる状況等について、御説明いたします。お

たいろんな先生のお考えも考慮に入れて、こ 手元の高校再編資料の1、県立高等学校再編の「親学」を除いて、第2項に、親が責任を 整備等基本計画案についてを、ごらんいただ持って子供教育に当たるよう、国は家庭の教 きたいと思います。

まず、基本計画案の概要等について、御説明いたします。

6月の委員会で基本計画の第2次素案については御説明しており、基本計画案は8月にお送りしておりますので、ポイントのみ御説明いたします。

この概要の1ページでございますけれども、著しい少子化とそれに伴う県立高校の小規模化が進む中、県高校段階で求められる教育環境をしっかりと確保していくために、県立高校の再編整備が必要ということを記しております。

2ページ目をごらんください。基本計画案 の概要でございます。

まず、四角囲みの1、計画策定の視点でございますが、子供たちへの教育効果を最も重視するということでございます。6月議会で教育長が答弁しましたとおり、高校再編は教育の見地から行うものであり、あくまで結果として財政効果がついてくるということでございます。

四角囲みの2、通学区域の見直しについてでございます。見直し後の通学区域でございますが、平成22年度に現行の8学区から3学区に拡大するとし、3、入学者選抜学区外枠の取り扱いについて、平成22年度に現行の6.5%から13%へ、その影響等を見ながら24年度以降に20%へ拡大するというふうにしております。

第2素案の内容を見直し、より慎重に対応 することとしておりますが、これは熊本学区 の地域説明会等で学区外枠の拡大は慎重に行 ってほしいという御意見が多かったことを受 けたものでございます。

3ページ目をごらんください。

四角囲みの4、再編整備について。1、全日制高校(1)再編整備の考え方でございます

が、ここに記している考え方に沿いまして、 後追いではなく先を見通して再編整備を行う ということでございます。(2)に、14件を挙 げております。

なお、この案の段階では前期の再編取り組み期間を平成19年から21年までの3年間としておりますが、今議会の代表質問の答弁で教育長が答えましたとおり、これを22年度までの4カ年としまして、平成20年、21年度の入学者の状況等も見極めながら、再編・統合について判断することも視野に入れて検討したいというふうに考えております。

また、これも今議会の代表質問の答弁で教育長が答えておりますけれども、基本計画で再編・統合の対象とする学校であっても、入学者数が大幅にふえるといったような大きな状況の変化があれば、再編・統合を再考する余地の必要があるというふうに考えており、このようなことも計画に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

4ページをごらんください。

中ほど、3の再編整備に当たっての留意点でございますが、(2)で再編整備に伴い通学事情が著しく悪化するような場合は、バス路線の確保や運行時刻について民間事業者や市町村等と協議します。公共交通機関での通学が困難な場合は、スクースルバスの運行について検討します。また再編整備に伴い通学区間が著しく増加するような場合は、奨学金制度の拡充等に努めますと記しております。

再編整備に伴う通学の便の確保につきましては、十分考慮していきたいというふうに考えております。

続きまして高校再編資料の2、県立高等学 校再編整備等の取り組みについてを、ごらん ください。

まず再編整備等の流れでございますけれど も、関係協議会の設置から約3年をかけて再 編整備に取り組んできております。2004年す なわち平成16年の11月に県立高等学校教育整 備推進協議会いわゆる整備協を設置しまして、生徒・保護者へのアンケート、地域懇談会、地域説明会、11回の会議等を経まして2006年すなわち平成18年3月に最終答申をいただいております。

これを受けまして7月に県立高等学校再編整備等基本計画の素案を教育委員会で公表しましたけれども、再編後の学校像、学科の教育内容が見えないので不安があるとか、再編整備に伴い交通手段が確保されるのか不安がある、計画策定を急ぎ過ぎてはいないかといった御意見を地域説明会や個別説明会で、各種要望を議会等でいただきました。

こうした意見を受けまして策定スケジュールを当初の予定より延ばし時間をかけて検討し、ことし5月の教育委員会において決定・公表しました基本計画の第2次素案と前期実施計画の素案に再編後の学科や教育内容あるいは交通手段の確保策について盛り込み、地域の方々の不安の解消を図ったところでございます。

さらに地域説明会等を開催し、その意見等 を踏まえまして、8月の教育委員会において 基本計画の案と前期実施計画の案を決定・公 表し、パブリックコメントを実施しました。

今後このパブリックコメントの意見や、これまで各方面からいただきました意見、今議会での議論等を踏まえまして、この秋のうちにも計画を決定できればというふうに考えております。関係計画が決定されれば、直ちに再編整備に伴う新校開設準備に着手することとなります。

資料をめくりまして、裏面をごらんください。

2の、再編整備等に関する意見のくみ上げ などについて御説明いたします。

(1)整備協では1年半をかけて、通学区域 や再編整備等の方向性について検討いただき ましたけれども、ここでもアンケートや説明 会を行っております。

- (2)教育委員会のホームページでは整備協報告、関係計画の素案や案、地域説明会での意見等について掲載し、広く周知を図り意見を募っております。
- (3) チラシにつきましては、基本計画の素 案の決定後あるいは第2次素案の決定後、速 やかに小・中・高校の保護者全員へ約18万 部、教職員全員に約2万部を配布し意見を募 っております。
- (4) の地域説明会につきましては、延べ30 回実施しております。各地域の教育、行政関係者に出席をお願いし意見をいただきましたが、そのほかに一般公募枠を設けまして幅広く参加を募り実施しております。
- (5)の個別の要請に応じての説明会、意見 交換につきましては、これまで20カ所で行っ てきております。(4)と(5)を合わせて説明会 を50回開催しているということになります。

議会での質問、報告等につきましては、基本計画、素案決定を随時当委員会で報告し、 御審議いただいているほか質問を15件、要望 2件、質疑1件をいただいております。

- (7)関係機関への意見照会につきましては、 関係計画の素案決定後あるいは第2次素案を 決定後の段階で、ここに記しているような機 関へ意見照会を行い、計画案に反映させてお ります。
- (8)地域等からの要望、請願、署名等につきましては、県議会改選前に出され執行している請願を含めまして、知事、議会、教育委員会へ62件が提出されております。
- (9)のパブリックコメントにつきましては、 後ほど説明させていただきます。
- (10)教育委員会広報誌による周知、意見募集につきましては、「ばとん・ぱす」や「教育くまもと」により実施しております。

これまでの詳しい経過につきましては、以下付けておりますので後ほどごらんいただければと思います。

なお、計画決定後も地域の方々との意見交

換は続けていきたいというふうに考えており ます。

続きまして高校再編資料3、県立高等学校 再編整備等基本計画案に関するパブリック・ コメントについて、ごらんください。

正式には後日、県のホームページなどへ結果を報告しますけれども、本日は何人の方々からどのような意見が出ているかを取り急ぎ報告するものでございます。

1の実施期間は本年の8月22日から9月19 日まででございます。

3の実施結果でございますけれども、約50 0人の方々から御意見をいただいております。 1人で315通のメールを出された方とか、同 じ文言で署名だけが異なるものなどもござい まして、この人数は現在精査中でございます。 また件数につきましても、同じ方であっても 複数の意見をいただいている場合は、別件と してカウントさせていただきますので、その 分類作業に非常に時間を要しているところで ございます。

(2)の主な意見としては、①再編・統合の 対象とされているが単独存続としてほしいと いう意見が最も出されておりまして、これが 大半を占めております。

そのほかに②地元と話し合う場を受け、地元の意見をもっと聞いてほしい、拙速ではないか。③地元の高校がなくなると、地域の疲弊、過疎化が進む、④地元の高校がなくなると保護者の経済的負担がふえ、高校に行けなくなる子供が出てくる、⑤再編ではなく、今後生徒がふえるような学校活性化策を行ってほしい、⑥通学区域の拡大については、熊本市所在高校への集中を助長しないように慎重に行ってほしい、⑦財政削減のための高校再編ではないかといった意見が多かった一方で、少数ではございますけれども⑧再編・統合はやむを得ない、妥当な案であるという御意見もいただいております。

現在いただいた意見の内容は精査分類し、

今回いただいた意見は、既に説明会や各種 要望あるいは議会等での議論等でいただいて いる意見と同様の趣旨のものが多うございま して、これら説明会等の意見を踏まえまして、 関係計画の案をつくっておる部分も多うござ いますので、これまで説明してきたような内 容をお答えする部分も多くなるのではないか というふうに思っております。

また、先ほど秋のうちに関係計画を策定したいというふうに申し上げておりますけれども、計画決定に向けていただいた意見で反映できるものについては、できるだけ反映していきたいというふうに考えております。

なお、いただいたすべての御意見につきまして、より以上細かく分類いたしまして、その分類ごとに県教育委員会の意見を示す形で、10月上旬にも県のホームページなどで公表したいというふうに考えております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、 よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 ただいまの説明に関して、質疑はございませんか。はい、平野委員。

○平野みどり委員 では1点だけ。教育長が本会議で御答弁なさいました、統廃合の対象の学校であっても、これから生徒がふえる、そういう傾向が出てきたら再考の余地はあるというような部分ですが、高校再編では最低4学級が必要だというような答申もされていますけれども、そこら辺は4学級にやっぱり満たないと、著しくふえたというふうには認めないというようなことなんでしょうか。どこら辺の規模をおっしゃっているのかが、はっきりわからないんですが。

○後藤高校整備政策監 現在の県立高等学校 再編整備計画の基本計画案では、おっしゃら れましたように下限の目安を4学級程度としております。理想的には入学者が120人を超え、4学級を満たすことが望ましいということでございますけれども、なかなかそうはいかないと思いますので、その学校が置かれている状況、そこの中学の卒業数とかそういうものを見ながら、個別・具体的に見ていきたいというふうに考えております。

○平野みどり委員 今回の請願にある地域の中でも、努力されているところも新たな方向性を見出そうというようなところもありますし、そういった地域も頑張らなければいけない部分は若干あるのかなとは思いますけれども、余りハードルを高くされると、やはり統廃合じゃないかというふうに思われて、努力をしようという気にもならないような状況になってはいけないと思うので、そこら辺はその事情事情に応じて再考をぜひよろしくお願いしたいなというふうに思います。以上です。

○氷室雄一郎委員 このパブリックコメント は19日までですが、これはまとめが出るのは いつごろかということが1点でございます。

もう一つ、これが終わりまして教育長答弁では秋までに決定をされるということでございますが、このパブリックコメント幾つか挙げておられますが、非常に内容的にはこれがすぐ反映できにくい面もありますけれども、教育長のお考えとしては、どの辺について、秋の決定まで、どういうところに隙間が見えているのかという、教育長のお考えだけでも結構でございますので、もう聞く機会がないんじゃないかと思いますので。

○後藤高校整備政策監 先にパブリックコメントの時期でございますけれども、意見を含めまして10月上旬には出したいというふうに考えております。

○柿塚教育長 議会でも答弁させていただきましたが、6月議会でも一応、この計画を秋ごろをめどにつくり上げていきたいという、大きなスケジュールをお答えさせていただいております。その中で説明会等をする、あるいは皆様方からの御意見等もいただき、そしてその流れの中で私どもも、何か一方的だとかいろいろありましたものですから、そうではないんですよということで我々も説明を積極的にさせていただきました。そういう流れの中で、今議会の答弁の形をさせていただいたわけです。

一方でパブリックをかけております。その意見が大体、今担当が申し上げましたように10月上旬ぐらいをめどに今事務をちょっと急いでやっております。その後に私どもは、先ほどから申し上げておりますように、いわゆる基本計画案を基本計画にさせていただく、前期実施計画案を実施計画にさせていただく、でんな思いで今仕事をさせていただいているということでございます。

○氷室雄一郎委員 流れ的には、今御説明があったとおりだと思います。今後、決定まではもう最後のチャンスといえばチャンスかもしれません。だからその間、非常にさまざまな論議がございまして、この秋に基本計画を決定、また実施計画も前期は決定ということでございますので、最大限の、できる範囲の、今までに積み上げられたさまざまな問題等がまだ残っているのもございますけれども、最大限の御努力をして、何とか秋までに既定方針どおりの流れが進むように御尽力をいただきたいということを希望しておきます。

○平野みどり委員 最後に。今回、代表質問とか一般質問を聞いていて、やはり知事部局といいますか知事の方が、高校再編に関して、教育委員会のことだから管轄外なので越権行為になるというようなことを言われたわけで

すけれども、これから最後の計画を決めてい く段階で、いろんな御意見が出ている、財政 的にもそこは支援がないと難しい部分等もあ るという中で、今後、知事もあんなふうに言 われたからもう仕方ないという形でいかれる のか、財政当局の方に、この部分は何とかと いうような形で今後も折衝していかれるの か、知事にも十分御理解いただきたいんです けれども、詳細なこの状況がおわかりなのか というのは、質問の答弁を聞いて大変不安だ ったんですけれども、もう知事はこういった ことに関して細かく御存じでああいうふうに 言っていらっしゃって、だけれども意見を差 し述べることは越権になるから言えないんだ というふうなことなのでしょうか。そこら辺 は、答弁できる範囲でいいんですけれども。

○柿塚教育長 私が理解しておりますのは、 知事が私どもの教育委員会の権限事項に対し て非常に理解を示しておられるというのは、 私はありがたく思っておりますし、そういう 流れの中で事を進める場合、平野委員がおっ しゃられるように財政とのかかわりというの は非常にあるんですよ。だから私ども6月議 会、素案で言うならば第1次素案から第2次 素案にいくときに、やはりスクールバス等の 運用も考えておりますということも打ち出し たわけですね。その裏づけとなるのは、財政 がない限り我々は実質的にお答えできないん ですよ。そういう意味においては推察してい ただきたいんですけれども、知事部局とは非 常に密接なコミュニケーションをとりながら お話をさせていただき、そして向こうからも 助言をいただきなから私どもも事を展開させ ていただいておりますし、私どもは今までも そうでありましたように、今後も知事部局と はこの計画の流れ上必要な部分については知 事部局のお力を借りなければならないものは たくさんありますので、精いっぱい話し合い もしながら進めさせていただこう、そういう

ので。

○平野みどり委員 行財政改革の中でそれぞ れの部署がここは切り詰めなければというこ とを精査されていく中で、教育委員会におか れましては再編は少子化の流れだし、ある意 味何らかの手を打たなければいけないという ようなことできているんだろうというふうに は思いますけれども、やはりそういった財政 という部分というのは、どこかにやっぱりあ ってやられてきたことはだれもがわかってい ることですけれども、その今言われたスクー ルバス云々というのは本当に、ある意味各論 であって、どことどこを統廃合していくとか、 その大きな地域の核が残るか残らないかとい うところでの財政のせめぎ合いというのは、 知事部局とやり合うというか調整していく余 地はもうないというふうなことなんでしょう か。いわゆるスクールバスを手だてするだと か奨学金を制定するとか、そういうような形 での財政支出ではなくて、そもそも学校を残 すか残さないかというようなことでのせめぎ 合いもまだ残されているというふうに、余地 が残されているというふうに考えられるのか られないのかという部分をお聞かせいただき たい。

○柿塚教育長 この統合・再編の根幹に触れる、非常に難しい御質問でございますけれども、私はもう御案内のように事務局の長として職責を遂行している立場の人間でございますし、委員会という合議制の中でこの第1次素案、第2次素案そして基本計画というのを議決していただきながら、私はそれに基づいて事務方をリードしていく立場の人間でございますので、その、あるかないかということではちょっと私も答える立場じゃないものですから、そこで御理解していただくとありがたいんですけれども、ちょっと──何か余り言うとまた……。そういうことでございます

○平野みどり委員 いろんな地域の先生方、 委員の方々も、それからここに請願とか出されている皆さん方も、まだまだこれからも、 パブコメは終わりましたけれども、いろんな 形で意見を出されていくと思いますので、それをぜひ勘案をすることだけはしていただきたいなと、もう聞き置くということじゃなくて、ぜひ聞いて、聞き続けていただきたいと。 先ほど後藤さんの答弁の中にもありましたけれども、そういったことでお願いしたいというふうに申し添えさせていただきます。

○柿塚教育長 今、平野委員がおっしゃられましたのは、ちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、私どもはいろいろ説明会に行き、そしていろいろ御意見をいただいております。パブコメからも意見をいただいております。そういうものには最大限、私どもとしてできる範囲は耳を傾けて取り入れながら、しかし私どももその大きなうねりの中で、いつもお話ししておりますように、どうしても耳を傾けることができない事項もありますので、そこはぜひ御堪忍していただきたいなという思いを持っております。

○守田憲史副委員長 関連で。その他で言いたかったんですけれども、先ほど知事の教育 委員会への云々の発言その他で出ましたもので。

知事部局も当然、予算を含めてやはり教育 委員会、教育庁の皆さん方に協力しなければ いけないと思いますが、この前の議会におい て渡辺先生の御質問に対して教育委員会の委 員長さんが、知事のマニフェストを手元に置 きながらという発言がありましたが、あれは やはり教育の公正・中立その他の教育委員会 の独立性云々からしたら、これは形式もあり ますが、決して発言してはいけない、極めて 不適切な発言だったと私は思います。

一応、自分は委員として指摘したいと思い ます。

- ○吉永和世委員長 ほかにございませんか。(発言する者なし)
- ○吉永和世委員長 なければ、これで質疑を 終了します。

次に採決に入ります。継続、採択、不採択 の考えがありますが、この請第1号について はいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありま すので、継続についてお諮りいたします。

請第1号を継続審査とすることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、請第1号は継続審査とすることに決 定いたしました。

次に、請第4号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありま すので、継続についてお諮りいたします。

請第4号を継続審査とすることに、御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、請第4号は継続審査とすることに決 定いたしました。

次に、請第5号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありま すので、継続についてお諮りいたします。

請第5号を継続審査とすることに、御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。

: よって、請第5号は継続審査とすることに決 : 定いたしました。

次に、請第6号についてはいかがでしょうか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 継続という意見がありま すので、継続についてお諮りいたします。

請第6号を継続審査とすることに、御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、請第6号は継続審査とすることに決 定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 それでは、そのように取 り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

教育委員会から報告の申し出が2件、警察本部からの報告の申し出が2件あっておりますが、報告事項1、2については付託議案等の説明の中で付随するものとして報告がありましたので、この場での説明は省略いたします

それでは、報告3の説明をお願いいたしま す。東運転免許課長。

○東運転免許課長 それでは、熊本県手数料 条例の一部を改正する条例案の概要について 御説明させていただきます。

I Cカード化運転免許証導入に伴う運転免 許関係の手数料の改定について、報告いたし ます。

まずは、改正の理由でございます。平成13年の道路交通法の一部改正により、公安委員会は記載事項の一部を免許証に電磁的方法に

より記録することができる旨規定され、いわ!す。 ゆる運転免許証のICカード化の根拠規定が 設けられました。

これに伴いICカード化運転免許証は、平 成21年3月までに全国で導入される予定でご ざいます。

本県におきましては平成20年1月4日にⅠ Cカード化運転免許証を導入する予定で、現 在、諸準備を進めているところでございます。 また、ICカード化された運転免許関係手数 料の標準額につきましては、平成16年12月3 日公布されました道路交通法施行令の一部を 改正する政令により規定されたところであり ます。これにあわせまして運転免許関係の手 数料を改定するため、熊本県手数料条例の一 部を改正する必要となったところでありま す。

次に、改正の要点であります手数料の額を 改定する3点について、御説明申し上げます。

1点目は、熊本県手数料条例第2条第1項 第404号に規定されている新規免許証の交付 手数料を1,650円から2,100円へ、2点目は、 同項第405号に規定されております免許証再 交付の手数料を3,200円から3,650円へ、3点 目は、同項第411号に規定されております免 許証更新の手数料を2,100円から2,550円へ と、それぞれ手数料が I Cチップ使用に伴う 物品代等として450円増額されます。

なお熊本県収入証紙条例の改正は、必要あ りません。

施行日につきましては、ICカード化運転 免許証導入予定日であります平成20年1月4 日となります。

なお、お手元にお配りしております色刷り のICカード免許証というのを、ごらんいた だきたいと思います。免許証の見本をここに 写しておりますが、一番よくわかりますのが 本籍欄が空欄になっているところでありま す。本籍欄はICチップにのみ記録しプライ バシーを保護するということが期待されま

さらに、大きさは現行と同じでございます が、厚さが現行より0.26ミリ厚くなり、0.76 ミリになります。

それから I Cチップの中には、氏名、生年 月日、本籍、有効期限、免許番号、免許種別、 写真、そういうのを写真の左横に内蔵したI Cチップに記録いたします。

あと、免許証の偽造、変造の防止それから プライバシーの保護、ICチップのセキュリ ティーとしまして暗証番号4けたの数字を2 組、これが必要になります。このICチップ の暗証番号により記録情報を保護いたしま す。

それから現在お持ちの運転免許証につきま しては、平成20年1月4日以降でも有効でご ざいます。現在の免許証をそのままお持ちの 方は、次の更新日または新規に免許を取得さ れるときに新しいICカード免許証に変わる ことになります。

以上で、手数料条例にかかわる報告を終わ らせていただきます。よろしく、お願いいた します。

○吉永和世委員長 報告が終了しましたの で、質疑を受けたいと思いますが、質疑はご ざいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、これで報告に 対する質疑を終了いたします。

それでは次に、その他で何かございますで しょうか。

○小杉直委員 昼休み時間になって大分食い 込んでしまいましたけれども、1つだけ県警 の方に。

今回、森田刑事部長、使命感の強い刑事部 長が就任されましたので、お願いといいます か質問をしたいと思います。

実は6月議会のときに前刑事部長にも通じ

てお願いしたわけです、7月の参議選を間近に控えて、ここ近年は非常に目に余る文書違反が多くなっている。実質犯の買収、供応等の取り締まりも大事だけれども、どうぞひとつ全国的に文書違反が目に余るから、ぜひ取り締まりをよろしくお願いしますというようなことをお願いして、悪質なものは取り締まっていきますというような答弁をいただいておったわけですね。

結果、選挙状況は御案内かもしれませんが、 もう電車通りそれから大型交差点、そこにあ る政党はもうプラカード式の看板を緑地帯そ の他道路上にずらっと立てまして、本当に目 に余る状況が参議戦のときには熊本も出まし た。一般有権者は、それを違反と知らない、 ああ、この政党は頑張っておるなというふう な、かえって勘違いした評価をしておる。

それに対して、私が所属しておる政党も、これは余りにもひど過ぎるじゃないか、我々もやろうというようなことの意見が出ましたけれども、それをとめるのに大変苦労したいきさつがございました。それでも、一部の我が党の運動員の中には、ある政党にまねをしたようなこともやりましたし、非常に入り乱れた感があったわけですが、幸い県警の方で、ある政党、その政党の責任者を呼んで強い警告をしていただきましたので、安倍総理が2回目に来熊されるときには、目抜き通りのその違法看板は撤去をしてあったという現状であったわけです。

そういうようなことの流れの中で、新聞報道を見ますと、千葉県警が同じような実態に対して取り締まりをしておるわけですね。そして関西で罰金30万円の判決が出ておる事案がこの新聞記事に載っておるわけですけれども、これは新聞記事ですから熊本の例と一緒かどうかはわかりませんけれども、これを読んだ限りでは熊本とよく似ているなと。ただ、ある政党の党首の秘書が指示・指導したという利害誘導については起訴猶予処分になって

てお願いしたわけです、7月の参議選を間近 おりますが、緑地帯に立てたプラカード式看に控えて、ここ近年は非常に目に余る文書違 板については文書掲示違反ということで罰金 反が多くなっている。実質犯の買収、供応等 刑になっておるわけですね。

ですから私はお願いしたいのは、これはも う全国的に本部長さんたちがやっぱり本庁で 話をしていただいて、やっぱり目に余る文書 の掲示違反等については、全国の警察が取り 締まりを今後方針を強めていただくようなこ とをやっていただきたいなというふうに私は 思うわけですが、これにつきまして熱血漢の 使命感の強い刑事部長さんはどぎゃんお思い になっておるかなと。

○森田刑事部長 一応、警告の件数等からお答えしたいと思いますけれども、先般の参議院議員通常選挙では118件の警告、それと続けてありました衆議院の補選では95件の警告を実施しております。警察としては、警察が行う警告は、これは検挙を前提としたものであると考えております。

県警としては、今後ともこの違法ポスターを確認した場合には、今もやっていますが、 掲示責任者に対する警告等を通じて、違法状態の解消を図る、それでもだめなら繰り返して警告する、しかも選挙管理委員会の撤去命令に従わない場合には、検挙を視野に入れて警告していくということでございます。

それから先生がおっしゃいましたように、 千葉県の事例は、今後の取り締まりの参考と していきたいと思います。以上です。

○小杉直委員 これは要望ですが、これも参考までですけれども、私はその現場を見ておりませんので証拠として確認はしていないわけですが、ある政党はともかく、その場所の裏側ではプラカード式の看板をつくる作業場になっておったという話。それから、これもうわさですけれども、また党本部からお金がきたから、この使い道にまたプラカードをつくらぬといかんとか、あるいは警告を受ける

と、それをぱっと除いて別の場所にゲリラ的につけかえるとか、そういううわさすら今回飛んでおりましたので、どうぞひとつ今後の方針につきましては、今お話によった方向でよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

○ 氷室雄一郎委員 もう時間がきております が、申しわけありません。

教育委員会の方に、9月21日に新聞報道で ございました県立高校入試の内申点の問題で ございますが、信頼性のある評定を問いたい という希望を持って、ちょっと質問をさせて いただきたいんですが、この問題は以前から 非常に大きな問題として取り上げられており まして、今回また「5」の割合がさらに「格 差」という大きな文字が躍っておりまして、 私もよく見ますと、例えば評価の評定「5」 がゼロと。なかなか郡部と市内の格差が非常 にあるように感じるわけでございまして、郡 部の生徒さんがどうかということではないか と思うんですけれども、やはり信頼性のある 評価の方法というものにつきまして、指導性 が若干徹底されてないんじゃないかと思うわ けでございます。特に数学等でゼロというの はわかりますけれども、美術とか技術家庭で 「5」がゼロという、そういう郡部の子供さ ん非常にきついなという思いがあるわけでご ざいますけれども、この点につきまして再度、 公平な評価のあり方等をやっぱり徹底させて いただかなければ、郡部の子供さん非常にハ ンディーを背負ったままで受験という形で す。さまざまな工夫はこらされておりますけ れども、これはもう一遍何とかしていただけ ないかなという私の要望でございますけれど も、だれか御答弁をお願いします。

○石井高校教育課長 今の御質問でございますけれども、新聞の報道で「拡大」というイメージが見出しから受けたわけですが、内容

はそんなになっておりません。実際は1校の みが突出をすると。昨年度の一番高かった中 学校でございますけれども、この中学校の割 合がまたふえた。そのために最少、最高の幅 が出ましたけれども、それ以外についてはむ しろその幅は狭まっているということで、今 委員おっしゃいましたように、こういった部 分につきましては中学校にこれまでどおり、 さらに指導を深めてまいりたいというふうに 思っております。

○氷室雄一郎委員 今お話がございましたけ れども、評価の面で「5」がいないというの は、ちょっと常識的に考えて、1人か2人の 生徒しかいない学校ならわかりますけれど も、特に数学等はもちろん点数が取れなけれ ば非常に厳しいんですけれども、国語とか美 術とか技術家庭に「5」がいないというのは、 私はどういうふうに考えたらいいのかなとい う何か素朴な疑問がございます。片や4割と か3割、この「5」がいるという、この評定 をつけてあるという、その辺は個々の先生方 の内情まで立ち入ることは難しいと思います けれども、常識的に見て何かもう少し客観的 な評価のあり方が当然示されておかないかぬ のじゃないかと思っておりますが、どうでし ようか。

○木村義務教育課長 本県におきましては、 文科省の方から評価規準というのが出まして、これで十分でないということで平成10年度に評価基準と、精度がより高いということで非常に詳細な部分ということでつくりまして、この作成等につきましても各学校に配付したところでございます。

その後、評価が各学校であいまいさが出る ということで、県教委から通知等を出しまし て、ある面では各管内で全教科の担当が集ま りまして、例えば英語、社会、音楽等の先生 を全部集めまして、各学校の評価基準をきち んと精度を高めようということで話し合いまして、各管内での共通理解があって、より精度を高めてきたところでございます。

学校によって「5」がないということでございますけれども、「5」というのは特に優れているという部分でございまして、「5」の評価基準はつくっております。各学校で生徒の日常の生活とか、あるいはもちろん教科等のテストあるいは学習態度、あらゆる観点を見まして「5」ということを付けていきまして、ある学校でゼロということは、「5」の段階の評価基準に達しない子がいたということでそうゆう結果が出ているんじゃないかと思っているところでございます。

○氷室雄一郎委員 御説明はわかるんですけれども、片一方ではかなり高いところで出されている、片一方では精度の低い数字が出てきているということがあります。単純に考えれば、もう少し何らかの形で公平な目で信頼性のある評定をやっぱり指導していく中で改善が図られるんじゃないかと思っておりますので、その辺は今後とも、また継続していく問題でございますので御配慮いただきたいということと……、もう結構です。要望しておきます。

- ○吉永和世委員長 ほかに。
- ○平野みどり委員 もう簡潔に、2点お伺い します。

まず、中学校で武道を必修にするというのが出ていましたけれども、これはどのように取り組まれるのかなということ。その指導に当たる教員は十分にいるのかということとか、あと選択をする際、武道に当たる部分というのはいろいろありますけれども、それぞれの指導者が学校に教科を教える時間内にいるのかというような部分、ちょっとわからないなと思いました。

あとは、熊本市はもう前倒しで始めている そうですけれども、どういう取り組みをして いるのか、県教委としてはもう把握されてい るのか。

それと、武道とダンスということですけれども、これも性差によって、女性はダンス、男性は武道ということではないと思いますけれども、そういうふうにむしろならないように、ヤワラちゃんみたいな武道家だって出るわけですからね。そこら辺ちょっと気になるんですけれども、どのような取り組みをされようとしておられるか。

○八十田体育保健課長 今、平野先生がおっしゃいました中教審の中間報告のところでのことだと思いますが、現在、私たちがその件で聞いておりますのは、中学1、2年生で7領域ございますが、その領域をすべて取らせる。今は武道領域とダンス領域のほうの二つの選択ということに現行はなっておりますが、そうじゃなくてすべての領域を履修させるということで、必然的に「必修」という言葉が使われたというふうになっております。

- ○平野みどり委員 7領域というのは……。
- ○八十田体育保健課長 陸上、水泳など、そういう領域をすべて1、2年生で1回取らせるということでございますので、武道もそこに入っているという形でございます。それで、現在は、武道とダンス領域のどちらかを選択をするという形になっております。

それで、先ほど男女履修の問題でございますが、それは現在は選択でございますので自由でございますが、ただ教員数とかそういういろんな問題で、小さな学校では武道だけしかできないとか、そういう領域もございますので、各学校の実態に合わせて、なるべく広く選択ができるように指導しております。(「熊本市は……」と呼ぶ者あり)熊本市も武

道とダンスの選択でございます。

○平野みどり委員 ほかの市町村はどうです か。もう順次始まっているんですか。

○八十田体育保健課長 武道とダンスの選択 は、もう前回の改正でそういうふうになって おりますので、すべての学校で取り扱ってお ります。

○平野みどり委員 これからまたできるだけ、選択があるんだったら選択ができるように指導者……、指導者ですけれども、指導者は本当にその領域をカバーできるだけ十分いらっしゃるんですか。武道も含めて指導ができる先生方。

○八十田体育保健課長 中学校、高校の体育の指導者でございますが、一応専門という形ではなく、体育の指導者でございますので、すべての領域を指導できなければなりませんので、武道の指導者が少ないと言われておりますが、もうここ続けて5、6年、武道の講習会を開いて、有段者でなかった先生にはそこの段位を取らせるとかいうシステムをとっております。

○平野みどり委員わかりました。

もう1点。今回の一般質問で早田議員が特別支援教育支援員の配置に関しての質問をしていただきました。まさに、この常任委員会で聞こうかなというふうに思っていたところですけれども、未配置のところをぜひ市町村にしっかり働きかけをしていただきたいなというふうに思います。

全校に1人は置けるような予算措置、250 億円だというふうに思いますが、それとその 支援員の方々の待遇というのが十分でないと いう話も聞きます。時給が1,600円で5時間 ぐらいとかという、八代市も含めて、そこら 辺の平準化というのは、その市町村の財政規模にもよるかもしれませんが、交付税で措置されていますので、その先生方の処遇に関してもどんなふうに考えていらっしゃるのかなという点が1点。

それと、7月に知的障害児学校、養護学校 ですね、そこのPTAの方々から要望書が出 ていると思います。近年、特別支援教育にな って義務制の小学校、中学校の方で、養護学 校に行かずにそこの通常学級に在籍している 子供とか、特別支援学級にいらっしゃる子供 とかおられますので、その人たちが普通高校 はなかなか厳しいということで養護学校に入 って行くという部分、十分把握されないまま、 それと地域間格差といいますか、そこら辺、 この学校の周辺にこれくらいの数の子供たち がいるという十分な把握があって、それでク ラス数が、学級数が決めていかれるのならば いいんですけれども、そこら辺のミスマッチ があって、この前の6月議会でも言いました ように、遠方に通学を余儀なくされている子 供たちがいて、体力的にも精神的にも大変厳 しい、通学指導される先生方の御負担も多い というふうに伺っています。

一日も早くこういった不安な気持ちを解消させてほしいという保護者の皆さんの切実な思いがあるわけですけれども、知的障害児の養護学校高等部の入学、一応全入はできたんですが、地域の学校に偏在しているというようなこととか、遠方でもう諦めざるを得ないというような子供とかいるという現状についてどう改善されようとされているのか、この2点をお伺いします。

〇石井高校教育課長 まず最初の、特別支援 教育支援員の配置の件でございますが、これ は昨年度の後半に文科省の方から連絡がきま して、各市町村の方に交付税措置がされるか ら連絡の徹底をということで、県教委として は市町村の方に働きかけ、特に教育委員会の それ以上のことは県としてもなかなか難しいところでございまして、そういう措置があるということの周知に努めておるところでございます。

それから知的障害の子供たちの高等部の件 でございますけれども、これについては庁内 でも、少子化という一般的な流れの中にあり ながら、特別支援の必要な子供たちが微増の 傾向にあるということで、子供たちの希望が 満たされるのか、今、課内の方では検討をし ておるところでございます。実際には、今、 委員御指摘のように毎年度希望する生徒を確 認をして、その上で募集定員を決定するとい う作業をしております。しかしながら、希望 の多い熊本養護学校あたりにおきましては、 もうこれ以上学級数をふやせる状況にはない というような状況です。したがいまして、6 月の議会でも御質問がございましたように、 遠方の学校に行かざるを得ない子供たちがお るという状況は十分把握をしております。

ただ、中にはみずからそこの学校の指導の 状況がいいということでその学校を選んでい る。そのために通学時間が1時間半以上とい うような子供もおりますけれども、今委員御 指摘の部分については本課も課題意識として 持っているところでございます。

○平野みどり委員 特にこれから、また高校にその子たちが入っていくということの中で、特別支援教育は本当に義務制から高校まで、これから高校の特別支援教育コーディネーターも養成されて、小中学校の全校にコーディネーターが配置されているという状況ですね。把握しておりますけれども、高校の先生からすると、何か別世界からやって来た子供たち、義務制の先生方は地域の学校の子供たちということで割と抵抗感もないのかもしれませんが、高校の先生方は非常に抵抗感が

あって、本当に特別支援教育コーディネーターになった方あるいは担任になった方が、こんなことで悩んでいるのかというような、私が聞くと、いうようなことで周りの先生方と連携ができてないという部分もあります。昨年の12月に障害者の権利条約というのが国連で採択されたんですけれども、文科省も条約の趣旨に照らして国内法の見直しを進めていくということで言っていますので、できるだけ地域で学びたい、そして行ける学校では必要な合理的な配慮が得られるような状況を一日も早くつくっていただきたいというふうに思います。以上です。

○吉永和世委員長 ほかに。(「ちょっと、 いいですか」と呼ぶ者あり)はい。

○石井高校教育課長 今、高校の方の指導体制というお話でございましたけれども、先生御指摘のように、特別支援教育コーディネーターを各学校に置くような指導体制を整えるように指導しておるところでございます。

また、この夏には特別支援教育コーディネーターといったものとかやっておりますけれども、ことしは高校から全員、全校から出席をするという、こういう意識も高まってきているというふうに認識をしております。

○平野みどり委員 今、私も言いましたように、高校の先生方も理屈がわかったら、ああそうなのかということで、また受け入れもできるだろうというふうに思うんですね。ですから、ぜひ今回の条約がどういう趣旨を持ってこれからの教育を、障害を持つ子供たちの学びの場を実現しようというような趣旨でつくられてきているのか、あるいは文科省がそれの趣旨に照らしてどういうふうに変わっていたさくような機会、この条約に関して学んでいただくような機会もぜひつくっていただき

たいというふうに思います。以上です。

- ○吉永和世委員長 ほかにありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○吉永和世委員長 なければ、以上で本日の 議題は終了しました。

最後に、陳情・要望書等一覧のとおり、要 望書3件、提案書1件が提出されております。

また、9月25日に要望書が1件追加されて おり、参考としてお手元に写しを配付してお きます。

それでは、これをもちまして、本日の委員 会を閉会いたします。

午後0時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

文教治安常任委員会委員長